

組織見直し促進に関する調査検討経過報告

平成25年11月22日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会
組織見直し促進に関する
検討ワーキング・グループ

目次

I 組織見直しを促進するための具体的方策について	2
II 認証評価の抜本的見直しの具体的方策について	3
III 連合・連携、改組転換の促進の具体的方策について	5
IV 組織見直しを促進するため必要な措置の検討に関する課題の整理	6
法科大学院の組織見直し促進に関する答申・報告等（抜粋）	7
参考資料集	13
調査検討経過	39
委員名簿等	40

Ⅰ 組織見直しを促進するための具体的方策について

1. 基本的考え方

- 法科大学院は、法曹養成のための教育を行うことを目的とし、その修了者に司法試験の受験資格が付与されていることに鑑み、課題が深刻で改善の見込みのない法科大学院は、自らの責任で早急に組織の抜本的な見直しを行うべきである。
- 文部科学省は、法科大学院の組織見直しに当たり、大学教育の特性を踏まえ、大学の自主性・自律性を尊重しつつ、その抜本的な見直しを加速させる必要がある。

2. 組織見直しを促進するための具体的方策

(1) 方向性

- 法曹養成制度関係閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）決定（平成 25 年 7 月 16 日）を踏まえ、公的支援の見直しの強化策により、入学定員の適正化を含む抜本的な組織見直しを加速する必要がある。
- その際、閣僚会議決定の前提となる法曹養成制度検討会議（以下「検討会議」という。）の取りまとめ（平成 25 年 6 月 26 日）では、司法試験の年間合格者数の数値目標が今後の検討事項とされ、現状では設定されていないが、今後の法科大学院の統廃合や定員の在り方については、まずは、法科大学院が全体としてこれまで司法試験合格者を相当数輩出してきた事実を踏まえて検討すべきであるとされているところである。
- 以上を踏まえ、現在の司法試験合格者の数が、司法試験委員会において、法曹になるうとする者に必要な学識・能力を有しているかどうかという観点から適正に判定された結果であることを前提に、
 - ① 法科大学院には、その修了者のうち相当程度（例えば約 7～8 割）が司法試験に合格できるよう充実した教育を行うことが求められていること、
 - ② 法科大学院において厳格な成績判定・修了認定を行い、それを認証評価を通じて担保すること、
 - ③ 政府として、今後、法曹有資格者の活動領域の拡大を推進する方向にあること、
 - ④ 法科大学院への実入学者数が約 2,700 人弱（平成 25 年 4 月 1 日現在）となっていること

などを総合的に勘案し、平成 25 年 4 月 1 日現在 4,261 人となっている入学定員について、3,000 人程度を当面の目途として見直しを促進することには合理性があると考えられる。

- なお、課題が深刻で改善の見込みのない法科大学院については、連合・連携、改組転換、組織廃止など抜本的な組織見直しを促進する必要がある。

(2) 具体的な促進策

- 上記（1）の方向性の実現に向けて、まずは、これまで取り組んできた組織見直し促

進方策や既存の制度を最大限活用するため、その見直し・強化を検討することが必要である。

- このため、具体的には、次に掲げる三つの改善方策に取り組むこととすべきである。

① 公的支援の抜本的な見直し

閣僚会議決定を踏まえ、公的支援の見直しの更なる強化策の着実な実施を通じ、全法科大学院を対象に、入学定員の見直しなど抜本的な組織見直しの加速が必要である。(※別紙参考資料を参照)

② 認証評価の抜本的な見直し

教育研究活動の水準向上を重視する認証評価の現状について、適格認定の在り方の改善が求められていることから、評価基準や評価方法、組織見直しとの関連付けの在り方について抜本的な見直しを行うことが必要である。(※後掲Ⅱに詳述)

③ 連合・連携、改組転換の促進

上記①及び②の施策を通じて、既設の法科大学院が組織見直しを行うことで移行していく具体的な組織形態の類型を示すことにより、組織見直しを促進する必要がある。(※後掲Ⅲに詳述)

Ⅱ 認証評価の抜本的な見直しの具体的方策について

1. 目的・必要性

- 法科大学院の認証評価については、学校教育法に基づき、他の専門職大学院と同様に、その教育研究水準の向上に資するため、評価を受けることが義務付けられているものである。また、法科大学院の認証評価については、これに加え「連携法」において、認証評価機関は、各法科大学院が評価基準に適合しているか否かの認定を行うことが義務付けられているとともに、各法科大学院は、認証評価機関による「適格」との認定を受けるよう努めることとされている。
- このように、法科大学院については、特に「適格認定」が法律上位置付けられていることや、検討会議においても、認証評価による適格認定の厳格化について言及されていることを踏まえると、認証評価の結果に基づいて各法科大学院の組織見直しが促進されるよう、認証評価の在り方を見直すことは重要と考えられる。
- 認証評価については、現在2巡目が実施されていることを踏まえ、客観的な指標を適切に活用しつつ、法科大学院の教育の実態や課題の改善状況を実質的に評価し、厳格な適格認定が行われるような見直しを行うことを通じて、その信頼性を更に高めるとともに、認証評価の基準や手続と、組織見直しとの関連付けについて速やかに検討する必要がある。
- その際、司法試験の合格率を認証評価の基準の中に組み込むこと、あるいは、例えば司法試験の合格率が全国平均の半分未満の法科大学院を対象として特に厳格な評価を行うことなどを含め、客観的な基準と認証評価の関連性の整理に向けた検討が必要で

ある。

- また、法科大学院として将来に向けて改善する能力を有していることの評価や、地域における法曹養成や特定課題への対応などに注力している法科大学院について積極的な評価を行うことも検討が必要である。

2. 具体的な改善方策等

- 具体的な認証評価の見直しについては、例えば、下記に掲げるような改善事項に関し、国において、3巡目の評価からの実施を念頭に、検討に着手していくことが求められる。

- ① 司法試験の合格状況、入学者選抜状況など客観的な指標を評価項目に組み込むことや、教員の資質など当該法科大学院の教育活動に関する指標を充実し、法科大学院の実態を的確に判定できるような評価項目を設定すること。（司法試験の合格状況は、法科大学院の教育活動の成果を判定する重要な指標であり、公的支援の見直しでも活用されている。この指標は、学校設置後の活動状況について評価しているものであり、設置基準として直接規定することはなじまないが、認証評価においては重要な判断要素となり得る。）

〔入口、出口に関する客観的な指標の例〕

- ・ 司法試験の合格状況（累積合格率、単年度の合格率、法学未修者の合格状況）
- ・ 入学者選抜状況（競争倍率、入学定員充足率、法学系以外の教育課程出身者や社会人の入学状況）

など

〔法科大学院としての教育活動に関する指標の例〕

- ・ 入学者選抜の適切かつ厳格な実施の状況
- ・ 進級判定や修了認定の適切かつ厳格な実施の状況
- ・ 研究業績を含む教員の資質
- ・ 法科大学院に求められる人材育成に資する教育課程の実施の状況

など

- ② 不適格の判定につながるような重要な評価基準については統一化を図るとともに、評価方法を見直すなどして、不適格の判定が認証評価機関の間でばらつかないようにすること。
 - ③ 課題が深刻な法科大学院については、現在5年に1回となっている認証評価期間の短縮など評価の頻度を高める措置を行うこと。
 - ④ 認証評価機関は、適格と認定した後であっても、必要に応じ、継続的に当該法科大学院の現状を把握するための報告を求め、状況の変化が認められる場合には当該課題の改善を求めることができるようにすること。
- なお、今後、組織見直しを促進するため必要な法的措置の検討が行われる場合には、例えば、組織見直しを検討すべき客観的な基準に該当した法科大学院について、国や評価機関が活動状況を精査し、一定の改善期間を設けた上で、法令上の違反の有無等を確認し、最終的に措置を講じるか否かを判断する仕組みなどが考えられる。ただし、

その際には、認証評価の本来の制度趣旨に鑑み、認証評価の結果が直接、国による措置の適用につながる仕組みとすることについては慎重な検討を要する。

III 連合・連携、改組転換の促進の具体的方策について

1. 目的・必要性

- 既設の法科大学院が組織見直しによりどのような組織形態に移行していくのかという道筋を提示することが必要である。
- 例えば、連合・連携等のネットワーク化を推進し、法曹養成を行うための教育機関としてふさわしい教育ができる教員や教育プログラムなど教育資源の有効活用を通じて単独では提供できなかった高い水準の教育を提供できる体制への再編や、修了者の就職が見込まれる関連分野の教育研究組織への改組転換が考えられる。

2. 連合・連携、改組転換の在り方

- 促進すべき連合・連携は、司法試験の合格状況や入学者選抜状況等において法科大学院が抱えている課題の解決とともに、教育力の向上に資することが不可欠である。
- 「連合」の形態は、抜本的な組織改革であることを前提に、連合大学院への改組や統廃合を想定することが適当である。
 - ・「連合大学院への改組」

原則、法曹養成教育で成果を挙げることが見込まれる法科大学院を基幹校とし、参加校の協力を得る体制とする必要がある。なお、連合大学院は、単独での法科大学院の存続が困難な状況にある地域における教育機会の確保にも有用である。
 - ・「統廃合」

統廃合によって、教育力が向上するなど課題の解決につながることや、地域に教育拠点を残しながら体制を充実させることなど、実質的な成果がもたらされることが必要であり、課題が深刻な法科大学院間の形式的な統廃合とならないようにすべきである。
- 促進すべき「連携」は、将来の抜本的な組織改革を視野に、共同教育課程の設置や、協定等に基づく学生や教員の派遣／受入れなど実質的な連携となる必要がある。なお、「共同教育課程」は複数の大学がそれぞれ優位性を持つ教育研究資源を結集し、より魅力ある教育の実現を目指すため、参画する法科大学院が有する教員や特色ある教育プログラムなど教育資源を融合させた教育課程となる必要がある。
- 課題が深刻な法科大学院は、連合・連携以外に、法科大学院教育で培った教育上のスキル・ノウハウを活用して、修了者の進路状況等を踏まえ、法曹養成以外を目的とした法学教育をベースとする他の教育組織への改組転換も視野に検討する必要がある。
- なお、学生や教員の派遣／受入れ、インターネット等を活用した遠隔授業等の実施などを含め、教育力の高い法科大学院が課題を抱える法科大学院に対して支援を行うとともに、一定の教育力のある法科大学院間の連携により充実した教育体制を構築でき

るよう、国は大学の自主的な取組を促すための具体的な支援の在り方について検討する必要がある。

3. 具体的な推進方策

- 具体的な推進方策については、例えば、下記に掲げるような事項に関し、国において、その実現に向けて取り組んでいくことが求められる。
 - ① 課題を抱える法科大学院に対し、中央教育審議会による改善状況調査を実施するとともに、当該法科大学院と文部科学省との間における定期的な意見交換等を通じた抜本的な組織見直しを促進すること。
 - ② 法科大学院における連合・連携等のネットワーク化に向けた先導的な取組や改組転換につながる取組の類型提示と支援を行うこと。

IV 組織見直しを促進するため必要な措置の検討に関する課題の整理

- 閣僚会議決定では、公的支援の見直しの更なる強化策等を講じても「一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとし、その具体的な在り方については、大学教育の特性に配慮しつつ、閣僚会議において2年以内に検討し、結論を得る」とされている。
- 法科大学院の組織見直しについては、大学の自主性を尊重することが求められるところであり、法的措置を設ける前の段階で、課題が深刻な法科大学院において自主的な組織見直しに取り組むこと、また、文部科学省において組織見直しを促進するため必要な措置を講じることが必要である。それでもなお、一定期間内に組織見直しが進まない場合には、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとなるが、その際に大学教育の特性への配慮として考慮すべき要素など、現時点における課題について、以下のように整理を試みたところである。これらの点については、今後の政府における検討動向に合わせて引き続き詳細な検討を要するものとする。
 - ・ 目指すべき法曹人口や予備試験制度の検討状況など、法曹養成制度全体の在り方との関連
 - ・ 考えられる法的措置がそれぞれ法曹養成制度にどのような効果や影響を及ぼすのかなど、メリット・デメリットの整理
 - ・ 課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院が、設置認可を受けていることを前提として、これに対しとり得る法的措置の在り方
 - ・ 法的措置の対象となる法科大学院の認定に関する基本的な考え方や具体的な基準の在り方
 - ・ 法的措置が講じられた後の当該法科大学院の位置付けや組織の在り方

法科大学院の組織見直し促進に関する答申・報告等（抜粋）

I 政府全体における検討状況

「法曹養成制度改革の推進について」（平成 25 年 7 月 16 日 法曹養成制度関係閣僚会議）

第 4 法曹養成制度の在り方

2 法科大学院について

(1) 法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たし、それにふさわしい教育の質を確保する観点から、以下の措置を講ずる。

ア 文部科学省において、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「中教審」という。）の審議を踏まえ、1年以内に、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策を検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

イ 閣僚会議の下で、課題を抱える法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について、上記文部科学省の公的支援の見直し強化策をも踏まえて、1年以内に検討し、結論を得る。

法務省は、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

また、最高裁判所においても、同様に教員派遣の見直し方策を実施することが期待される。

ウ 上記ア、イの施策を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとし、その具体的な在り方については、大学教育の特性に配慮しつつ、閣僚会議において2年以内に検討し、結論を得る。

(2) 文部科学省において、法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院についてその先導的な取組に必要な支援を1年以内に検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

「法曹養成制度検討会議取りまとめ」（平成 25 年 6 月 26 日 法曹養成制度検討会議）

第 3 法曹養成制度の在り方

2 法科大学院について

(1) 教育の質の向上，定員・設置数，認証評価

- 個々の法科大学院についてみると、充実した教育を行い、修了者のうち相当程度が司法試験に合格している法科大学院もある一方で、司法試験合格率が低く、入学者数が定員を大きく下回るなど課題を抱える法科大学院もあり、法科大学院間のばらつきが大きい。教育状況に課題がある法科大学院は、教育の質を向上させることが必要である。また、法科大学院は、前述の使命を果たし、それにふさわしい教育を行うものであることが求められるという観点から、課題を抱える法科大学院については、定員削減や統廃合などの組織見直しを更に促進する必要がある。

（次ページに続く）

- 現在の教育力に比して定員が過大な法科大学院が相当数あり、また、全体としても定員が過大であるといわざるを得ない。教育の質を向上させる努力を払いつつも、まずは教育力に見合った適正な定員削減を行うべきである。そこで、入学定員については、現在の入学定員と実入学者数との差を縮小していくようにするなどの削減方策を検討・実施し、法科大学院として行う教育上適正な規模となるようにすべきである。その上で、その後は法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法試験合格者数の推移等を見つつ、定員の見直しを行うべきである。
- 文部科学省においては、司法試験合格率や入学競争倍率などにおいて深刻な課題を抱える法科大学院の自主的な組織見直しを促進するために、公的支援見直しを実施しており、これまでに8校が学生募集停止を実施又は公表しているものの、いまだ深刻な課題を抱える法科大学院は存在していることから、現行の施策の効果を見極めつつ、これを更に促進する方策を加速・強化するとともに、連携強化や改組転換等を促すなど積極的な改善策についても進める必要がある。また、このような課題を抱える法科大学院への裁判官及び検察官等の教員としての派遣についても、同様に見直しを行うべきである。
- 教育状況に課題のある法科大学院については、公的支援の見直しの更なる強化をはじめ、その浮揚に向けた総合的方策を展開し、組織見直しを加速させる。こうした施策を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとする。法的措置の内容を含めた具体的な制度の在り方については、大学教育の特性に配慮するとともに、認証評価による適格認定の厳格化など認証評価との関係にも留意し、司法試験合格状況、教育状況その他法的措置を行う際の指標の在り方も含め、第4で述べる新たな検討体制において検討し、2年以内に結論を得るべきである。

なお、法科大学院の地域的配置や夜間開講等の特性を有する法科大学院に対する配慮についても検討が必要である。
- 上記のような課題を抱える法科大学院の自主的な取組の促進と合わせて、法科大学院の浮揚に向けた総合的方策を展開することも必要である。法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院については、特色ある教育等の取組を先導的に行うことや、教育資源を有効活用した改組転換、法科大学院間の連携・連合等のネットワーク化を推進するために必要な支援を行うべきである。

II 中央教育審議会におけるこれまでの検討状況

「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について（提言）」

（平成 24 年 7 月 19 日 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会）

<課題を抱える法科大学院における取組の促進>

課題を抱える法科大学院についての具体的な改善方策として、個々の法科大学院の取組の促進を行うことが重要であり、特別委員会報告において提言された施策の実施状況に関するフォローアップのため、本特別委員会が現在実施している改善状況調査については、対象とする法科大学院を絞り込み、重点的に書面調査・ヒアリング・実地調査を実施することが適当である。

また、文部科学省においては、上記調査で浮き彫りになった課題等への改善の取組を明らかにさせるなど、課題を抱える法科大学院に対する改善計画の提出要請・ヒアリング・公表を実施することも考えられる。その際、法科大学院が法曹養成のための専門的教育機関として設置されたものであり、かつ、原則としてその修了者のみ司法試験の受験資格が認められていることを踏まえれば、入学者や修了者の質の確保とともに、司法試験の合格状況も重要な指標の一つとして考慮される必要がある。なお、その場合、現在の司法試験の合格状況については、法科大学院教育と司法試験の在り方との間にギャップがあるのではないかと指摘があることにも留意する必要がある。

さらに、今後多くの法科大学院が2巡目の認証評価を受ける時期に入るが、その際、不適格認定を受けた法科大学院に対しては、不適格と判断される原因となった事項の改善が図られるまで、文部科学省から継続的に報告・確認を求めるなどの取組を実施することが適当である。

<法科大学院に対する公的支援の更なる見直し>

また、課題のある法科大学院の組織見直しを促進するため、平成 22 年 9 月に文部科学省から発表された「公的支援の見直しについて」は、平成 24 年度予算より 6 大学を対象として実施されることとなっている。

現行の仕組みでは、法科大学院への入学者選抜における競争倍率と司法試験の合格率等の2つの観点を指標としているが、現在、競争倍率の確保を重視することなどにより、定員充足率が5割に満たない状態が継続している法科大学院が多く見られるなど、入学定員と実入学者数が大きく乖離する事態も生じている。その是正を図るという観点から、上記指標に加え、法科大学院の入学定員の充足状況を新たな指標として追加する方向で、文部科学省において速やかに検討し、公表・実施することが必要である。

ただし、そのように新たに入学定員の充足状況を指標に追加するに当たっては、課題を抱える法科大学院において入学者の質の確保が軽視されることにならないよう指標の組み合わせなどに工夫が必要である。

また、新しい指標の適用方法や更なる見直しの開始時期については、入学者選抜の実施等において現場に無用の混乱が生じないよう配慮することが必要である。

<組織改革の加速に向けた取組>

具体的な改善方策としては、上記に示した課題を抱える法科大学院を中心とした入学定員の更なる適正化を進めるとともに、抜本的な組織見直しに向けた取組が促進されるようにすることが必要である。

（次ページに続く）

文部科学省においては、国公立の法科大学院を対象に、各大学における改革の参考となるような、組織見直しに向けたモデル及びそのための推進方策を提示することにより、共同教育課程や連合大学院、統合等の自主的・自律的な取組が促進されるようにすることが必要である。

なお、抜本的な組織見直しの検討を行う際には、当該地域における法曹養成の在り方についても留意した施策を併せて検討することが必要である。例えば、学部教育の充実、他の法科大学院との連携・協力関係の強化、地方自治体等との協力などが考えられる。

<質の高い教育環境の確保>

(中略) また、昨今、入学者が一桁の人数に留まるなど極端に学生数が少ない法科大学院が見られるなど、同一学年における学生数も減少していることから、双方向的・多方向的な授業等を効果的かつ継続的に実施するとともに、異なる意見や見識を持った複数の学生が、互いに影響を与え合う学習環境を維持するという点で危惧が生じている。そのため、特に、双方向的・多方向的な授業を有効に実施するために必要なクラスの適正規模など法科大学院における学生数の在り方について検討が必要である。

<認証評価結果の主体的な活用を通じた改善>

各法科大学院にとって2回目の認証評価が、見直しが行われた評価基準・方法に基づいて実施される中で、各認証評価機関においては、形式的な評価に留まることなく、教育の質についての実質的な評価を実施するよう努めるとともに、各認証評価機関の評価基準・方法については引き続き更なる改善に向けた検討を進めていくことが求められる。

その際、各認証評価機関では、特に適格認定に当たって、その公平性・公正性が確保され、認証評価への信頼が得られるよう留意することが重要である。

また、文部科学省においては、今後行われる認証評価の実施状況やその結果について報告を受け、情報収集・分析等を行うことを通じて、見直された認証評価の仕組みが適切に運用されているかどうかを把握し、必要に応じて更なる改善方策を検討することが必要である。さらに、各法科大学院においては、その評価結果をより積極的かつ主体的に法科大学院教育の改善に活用すべきである。

Ⅲ 与党における検討状況

「法曹養成制度についての中間提言」(平成25年6月18日 自由民主党政務調査会司法制度調査会)

第5. 法科大学院の在り方(存在意義、定員、数、既習未習、内容、法学部)

(2) 法科大学院の入学者数は、年々減少を続け、ここ2年は実際の定員数を大幅に下回っており、平成25年度では2698名となっている。このような状況を考えれば、現在の4200名強の定員は過大であるというべきであり、近年の実入学者数を考慮した上で再検討すべきである。さらに、上述の通り、司法修習制度の受け入れ可能人数との比較も含めて決定される合格人数との関係において、法科大学院修了者の7～8割程度は最終合格するような考慮も不可欠である。

(3) 法科大学院の評価を司法試験の最終合格者数のみで判断すべきではないとの意見もあるが、他方で合格率が著しく低い場合には、学生が集まらず、良質な教育の維持が困難になるという現実もある。当調査会においては法科大学院数を絞り、予算等の資源を集中すべきであるという意見が多数を占めた。

したがって、当調査会としては、今後2年間において、累積の司法試験合格数および割合、教育内容、地域バランス等を考慮し、現在文科省が検討している優良校への優遇措置や、人的・財政的支援の削減措置などを強化した上、改善を求める法的措置等により、法科大学院の再編・統合が進むという方向性をしっかりと取るべきことを提言する。その際には、法科大学院の連携やネット事業化等の手段により、存続を断念した法科大学院の良い成果を存続する法科大学院が引き継ぐことができるように配慮すべきである。

なお、法科大学院に対する法的措置については、法科大学院認可時の経緯を指摘しつつ、特に私学に対して廃止の強制は困難であるという意見が多かったことにも留意する。

「法曹養成に関する提言」(平成25年6月11日 公明党法曹養成に関するプロジェクトチーム)

第3 法曹養成制度の在り方

1 法科大学院

- (中略) そのため、例えば、司法試験の累積合格率を7～8割とすることを目指し、実入学者に合わせて定員数の削減を行うとともに、教育状況に課題のある法科大学院の統廃合を進める必要がある。
- 改善の見込みが乏しい法科大学院の統廃合を進めるだけでは法科大学院の定員削減効果は限定的であること、大規模法科大学院においても定員削減を通じて教育の質の向上を図る必要が認められることから、定員削減については、大規模校を含めた法科大学院全体を見渡しての検討が必要である。
- 法科大学院の統廃合については、補助金の削減を背景とするなどした文科省の行政指導によってこの間相当な努力が行われてきたにもかかわらず、その効果はいまだ限定的であり、行政指導を通じて大胆な統廃合を早急に進めることには限界があるとの指摘もある。したがって、法的根拠をもった統廃合促進策についても早急に検討を進め、行政指導によって一定期間内に十分な統廃合が進まない場合には、その導入を図る必要がある。その際、統廃合の基準としては、司法試験合格率だけでなく、冒頭に述べた司法制度改革審議会意見書の趣旨と法科大学院の理念にもとづき、多様なバックグラウンドを有する人材を受け入れるなどし、多様化・高度化する新しい社会のニーズに応える法曹を輩出しているかといったことを、判断要素とする仕組みを工夫すべきである。

(次ページに続く)

- 地方の法科大学院は、司法制度改革審議会が提唱した全国適正配置の観点からも、重要な意義を担っている。(中略)また、法科大学院の統廃合に際しても、このような地方法科大学院の意義を踏まえた配慮を行うべきである。
- 夜間開講の法科大学院は、社会人経験者など多様なバックグラウンドを有する人材を法曹界に受け入れるために重要な意義を担っており、司法制度改革審議会意見書も、その整備を提唱している。また、この間の合格率の低下等の状況の下、社会人が職を辞して法科大学院に入学することが徐々に困難となってきたなか、仕事を続けながら法曹を目指す方策として、夜間開講の法科大学院の意義は一層大きなものになっているとも評価できる。(中略) 法科大学院の統廃合に際しても、このような夜間開講法科大学院の意義を踏まえた配慮を行うべきである。
- 法科大学院の認証評価制度については、法科大学院の質の向上に一定の役割を果たしてはいるものの、深刻な課題を抱える法科大学院が少なからず存在する現状において、制度本来の役割を十分に果たし切れていないのではないかと指摘も存する。したがって、法科大学院の質の改善と教育状況に課題のある法科大学院の淘汰に向けて実質的に機能し得るよう、認証評価制度の抜本的な再検討を行うべきである。

参考資料集

- これまでの取組について

- 法科大学院の現状について

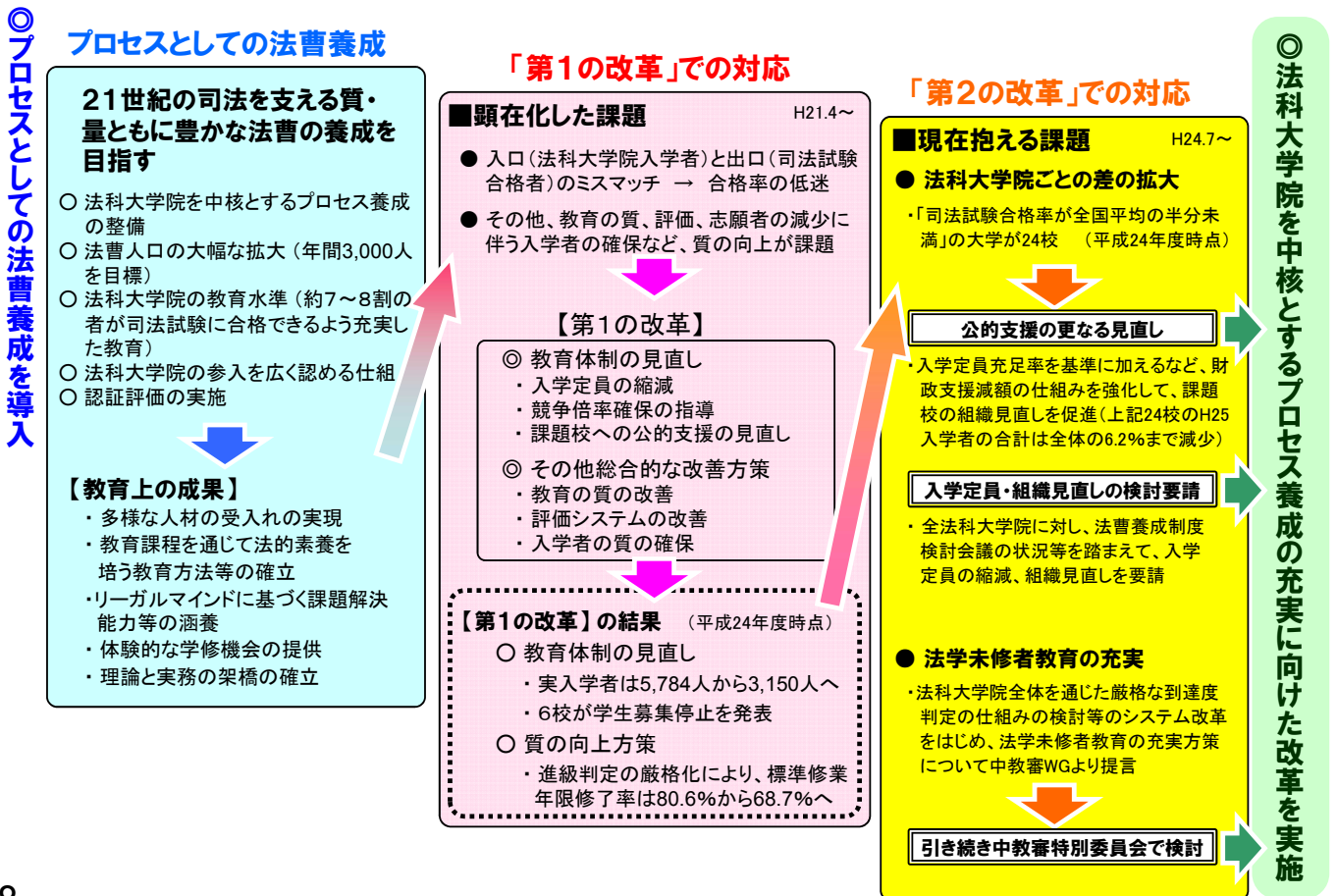
- 改善方策について

- 参考① 法科大学院の認証評価について

- 参考② 法科大学院間の連合・連携

これまでの取組について

法科大学院改革のこれまでの推進状況



平成13年6月の司法制度改革審議会意見書の主なポイント

現在の法曹養成制度は、旧来の制度に対する反省の上に立って、21世紀の司法を支える質・量ともに豊かな法曹を養成するための仕組みとして、新しい取組を含めて設計され、今日運用されている

1. プロセス養成の整備

- 司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備すべき。

⇒ 法科大学院を中核とする法曹養成制度が整備され、H16年度から運用

2. 法曹人口の大幅な増加

- 法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22(2010)年ころには新司法試験の合格者数の年間3,000人達成を目指すべき。

⇒ H20年試験で、2,000人を達成した後は、ほぼそのまま推移

3. 法科大学院の教育水準

- 法科大学院修了者のうち相当程度(例えば約7~8割)の者が新司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うべき。

⇒ H25年試験において、単年度合格率で、約26%
累積合格率で、約45%

4. 法科大学院の参入の仕組み

- 法科大学院の設置は、関係者の自発的創意を基本としつつ、基準を満たしたものを認可することとし、広く参入を認める仕組みとすべき。

⇒ 最大74大学/5,825人(H18年度定員)に対し、現在、
・入学定員4,261人、
・実入学者数2,698人に縮減

5. 認証評価の実施

- 適切な機構を設けて、第三者評価(適格認定)を継続的に実施すべき。

⇒ 法科大学院の認証評価機関として3機関が認可を受け、現在2巡目の認証評価を実施中

「プロセスとしての法曹養成」の導入に向けた改革

プロセス養成導入の狙い

21世紀の司法を支える質・量ともに豊かな法曹の養成を目指す

量的な問題

- 先進諸国と比較して、法曹人口が少なく、今後の法曹需要の増大への対応が急務
- しかし、大幅な合格者数増を、質を維持しつつ図ることは大きな困難

質的な問題

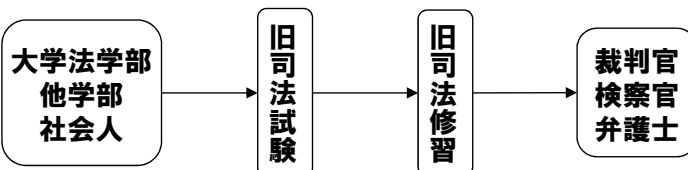
- 司法試験の競争激化のため、受験予備校への依存が顕著、法曹の資質の確保に重大な影響
- 専門的な法知識を確実に習得させ、それを批判的に検討し、発展させていく創造的な思考力、法的分析能力や法的議論の能力等を育成するには、「大学」において教育を行うことが効果的

上記問題を解決するため、

- ◎ 従来の点のみによる選抜から、プロセスとしての法曹養成制度を新たに整備
- ◎ その中核として法科大学院を設ける

かつての法曹養成制度

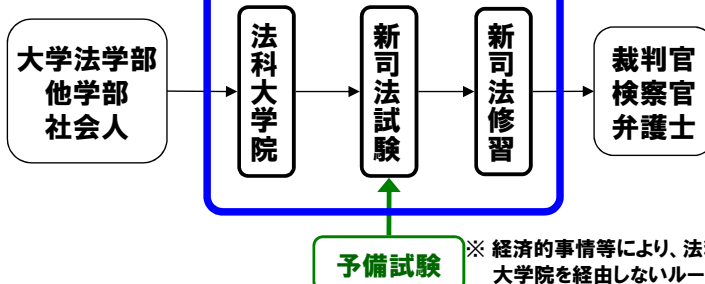
点(試験)のみによる選抜



司法制度改革

新しい法曹養成制度 (H16年度~)

プロセスによる養成



プロセス養成の導入による教育的な効果

プロセス養成の導入・運用の結果、以下に掲げる**教育的な効果が実現**できるようになった

1. 多様な人材の受入れの実現

- 法科大学院がなければ他学部出身の自分は法律家になろうとは思わなかった。多くの人にチャンスを与える制度。
- 社会人学生がいることで、限られた時間で効率よく学習する姿勢や、様々な社会経験を学ぶことができる。

2. 教育課程を通じて法的素養を培う教育方法等の確立

- 法科大学院の教育においては、多角的な側面から一つの事象を検討することで法的能力を涵養する機会となっている。
- 昔は大教室の授業に加えて予備校に通っていたが、今の法科大学院生は少人数で密度の濃い授業を受けている。

3. リーガルマインドに基づく課題解決能力等の涵養

- 法科大学院で学んだリーガルマインドで、過去の判例がないものを解決する、考える力がついてきた。
- 法科大学院は、利害特定能力、利害調整能力、論理的説得能力という社会のあらゆる場面で機能する、価値の高い能力を学ぶ場となっている。

4. 体験的な学修機会の提供

- エクスターンシップでは、「紙一枚でその人の人生が決まる」という状況等を経験し、プロフェッショナルとして自分が人に影響を与えることになるという心構えを学んだ。
- NGOのエクスターンシップを通じて、国際的な人権活動にどう役立てるか、自分のキャリアをしっかりと考える機会となった。

5. 理論と実務の架橋の確立

- 実務家となった場合に問題をどう解決するか、現場において事情が複雑に絡まったものをどう解きほぐしていくかというところを教えてくれる。
- 実務家と研究者が共同で教えてくれるリーガルクリニックは法科大学院でないとできない。

※法曹養成制度検討会議や法曹の養成に関するフォーラムにおける視察、ヒアリングでの意見等をもとに作成

「第1の改革」における主な課題とその対応

制度創設後、①**司法試験合格率の低迷**とともに、②**関連する教育の質の保証等の課題**が生じたため、21年中教審報告を踏まえ、**教育体制の見直しと教育の質の確保など総合的な改善**を実施

課題1： 入口(法科大学院入学者)と出口(司法試験合格者)のミスマッチによる合格率の低迷

➡【改善策1】 教育体制の見直し

- ① 平成22年度の入学定員の見直し等の促進
- ② 入学者選抜における競争的な環境(競争倍率2倍以上)の確保の徹底
- ③ 課題を抱える法科大学院に対する公的支援の見直し(H22年9月に決定、H24年度予算より適用) 等

課題2： 上記課題1に関連する諸課題

➡【改善策2】 教育の質の改善

- ① 共通的な到達目標モデルの設定
- ② 法律基本科目の量的・質的充実(法学未修者1年次の法律基本科目を6単位増加等)
- ③ 成績・進級判定の厳格化 等

【改善策3】 評価システムの改善

- ① 認証評価において、厳格な成績評価、司法試験の合格状況等を重点的に評価
- ② 評価機関の間での不適格認定の基準・方法の改善
- ③ 改善の進捗状況のフォローアップ体制の構築 等

【改善策4】 入学者の質の確保

- ① 志願者の減少を踏まえ、入学定員の見直しなどにより、入学者選抜における競争的な環境(競争倍率2倍以上)を確保
- ② 適性試験の総受験者の下位15%程度の人数を目安とした、統一入学最低基準の設定 等

入学定員の適正化の経過（法科大学院全体の状況）

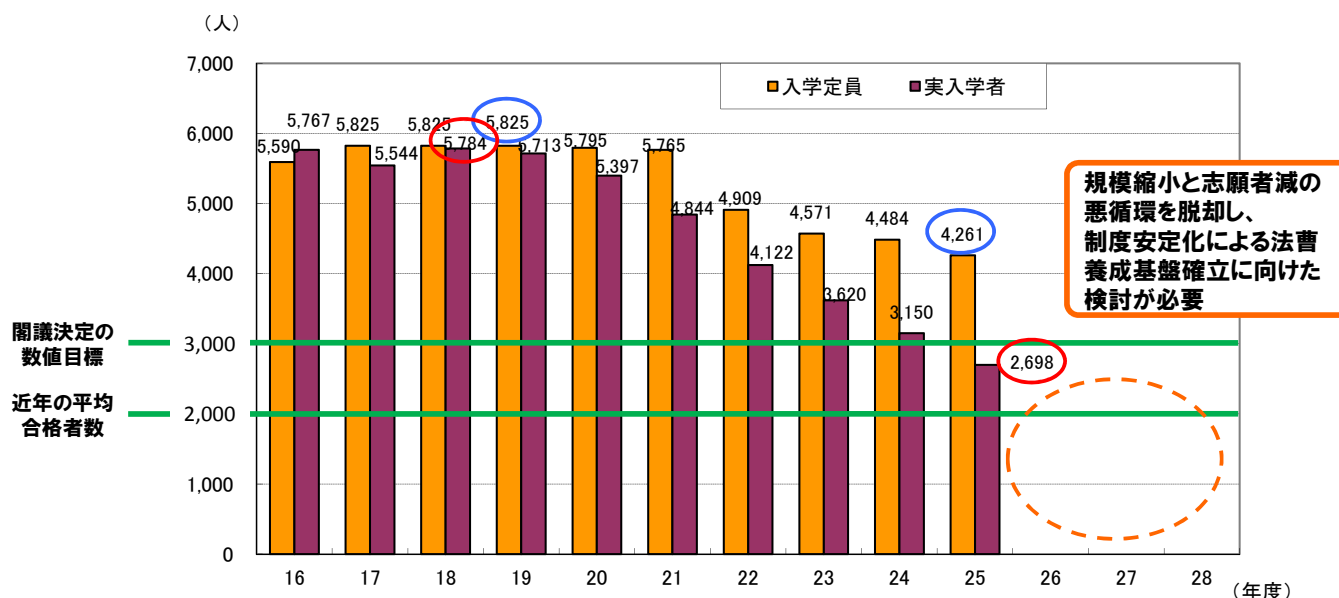
① **入学定員の削減**：平成22年度から、全ての法科大学院が削減（約30%の減）

② **競争倍率の確保**：合格者数を抑制し、実入学者数も、大幅減少（50%強の減）

③ **入学定員充足率の確保などを通じた入学定員と実入学者数の差を縮小する方向での定員削減の促進**

+

入学定員と組織見直しの在り方に関する方策の検討



「教育の質の改善」の進捗状況

■ 共通的な到達目標モデルの提示を通じて、修了者の質保証を目指す

① 共通的な到達目標モデルの提示

・法科大学院修了者が共通に備えておくべき能力等の到達目標モデルが作成され、全法科大学院に対し提示

本モデルに基づき、現在、

52校 が到達目標を策定、もしくは策定予定

■ 成績評価・修了認定の厳格化を目指す

② 成績評価・修了認定の厳格化の推進

【進級制導入】

H18年度 76% ⇒ H24年度 99%
(56大学) (72大学)

【標準修業年限修了者の割合】

H18年度 80.6% ⇒ H24年度 68.2%
(4,383人) (2,814人)

■ 法律基本科目の量的・質的な充実を目指す

③ 法律基本科目を6単位まで増加できる省令改正

・法科大学院において、特に、法学未修1年次の法律基本科目の履修登録単位数を6単位増加できるよう省令を改正

(平成22年4月施行)

この省令改正を踏まえ、現在、

50校 が法学未修1年次の履修上限単位数を増加

「評価システムの改善」の進捗状況

■ 法科大学院の認証評価について、評価基準・方法を改善

④ 認証評価の改善のための省令等の改正

● 省令改正（平成22年4月施行）

〔評価項目の改善〕

- ・ 司法試験の合格状況を含む修了者の進路に関する事項を新たな評価項目として追加
- ・ 入学者の適性の適確かつ客観的な評価、専任教員の適切な配置、体系的な教育課程の編成など、より詳細な内容について評価が行われるよう改正

〔評価方法の改善〕

- ・ 評価方法について、特に重要と判断した項目の評価結果を勘案しつつ、総合的に評価するなど、適切な適格認定を行うことができる評価方法となるよう改正

● 認証評価機関の評価基準改正

- ・ 3つの認証評価機関において、上記省令改正を踏まえ、評価基準を改正

■ 課題を抱える法科大学院の改善状況について、その進捗状況のフォローアップ体制を構築

⑤ 中央教育審議会による改善状況調査の実施

- ・ 平成21年から「第1の改革」を踏まえた個別の法科大学院の教育の改善状況について、中教審法科大学院特別委員会の下に設置したWGが調査を実施
- ・ これまで、書面調査・ヒアリング・実地調査を通じて計7回の調査を実施し、その結果を公表することで、個別の法科大学院の教育改善に係る取組を促進。
- ・ 直近の調査では、**32大学**を対象に、重点的・継続的なフォローアップを実施

法科大学院教育の改善に向けた「第2の改革」の推進

中教審 法科大学院特別委員会『法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について』（平成24年7月19日）

課題① 法科大学院間の差の拡大

- 司法試験合格率（累積）に大きな差が存在
 - ・ 指標を超える大学の平均は約50%（既修は約60%）
 - ・ 指標を下回る大学の平均は約15%（既修は約30%）
（※指標＝平均合格率の半分を仮指標に設定）
- 競争倍率が2倍未満の法科大学院が13校存在

課題② 法学未修者と法学既修者間における差の拡大

- 標準修業年限修了率は、法学既修者と法学未修者で差が拡大（既修者約9割、未修者約6割）
- 司法試験の累積合格率は、既修者は6～7割程度、未修者は3～4割程度（ただし未修者の合格者数は増加）

政府全体における制度の在り方に関する検討を待たずに対応できる実施上の課題について改善方策の速やかな検討・実施が必要

【今後の改善方策】

1. 課題を抱える法科大学院を中心とした入学定員の適正化、教育体制の見直し等の取組の加速

- 課題を抱える法科大学院へのフォローアップ等の対応を強化
- 法科大学院への公的支援について、入学定員の充足状況を新たな指標とするなど更なる見直しを実施
- 組織改革の加速が促進されるよう、組織見直しのモデル及びその推進方策を提示

2. 法学未修者教育の充実

- 法学未修者教育に関する優れた取組の共有化を促進
- 効果的な授業等の教育手法の確立や入学前の教材開発など、法学未修者教育の充実方策を検討するための新たなWGを設置

3. その他の改善方策

法科大学院教育の成果の積極的な発信

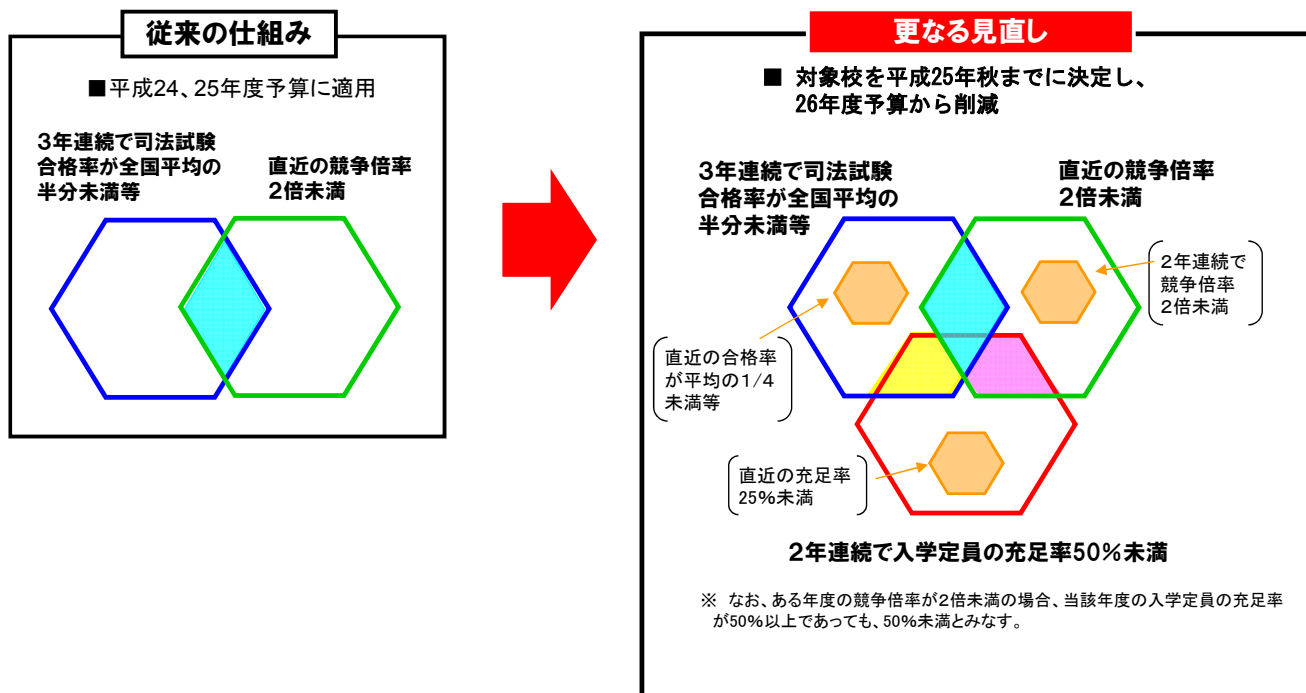
- ・ 法科大学院の教育の成果を広く社会に発信する取組を促進
- ・ 法科大学院修了者が広く社会で活躍できるよう支援するため、進路状況の正確な把握、就職支援の充実方策を推進

法科大学院教育の質の改善等の促進

- ・ 適性試験の内容等の検証など入学者選抜の改善を推進
- ・ 教員の資質能力向上の取組の充実、実務家教員の配置割合や適正なクラス規模の検討など質の高い教育環境を確保
- ・ 認証評価結果の積極的な活用を通じた法科大学院教育の改善を促進
- ・ 司法修習終了直後の法曹有資格者に対する支援など法科大学院による継続教育への積極的な取組を促進

公的支援の見直しについて

- 課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進するため、平成22年9月に法科大学院への「公的支援の見直し」を決定。更に新指標を加えるなど、平成24年9月には「公的支援の更なる見直し」を決定。



【用例】公的支援の見直し対象校の削減額 ※国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金の一部を減額

の部分の削減額は、現行通りとする
 の部分の削減額は、現行の1/4

の部分の削減額は、現行の1/2
 の部分の削減額は、現行の1/8

公的支援の見直しの対象となった法科大学院

公的支援の見直し（平成22年9月公表）

平成24年度対象

- 司法試験の合格率及び入学者選抜の競争倍率の指標に該当:6校
【私立】大宮法科大学院大学、関東学院大学、大東文化大学、桐蔭横浜大学、東海大学、明治学院大学

平成25年度対象

- 司法試験の合格率及び入学者選抜の競争倍率の指標に該当:4校
【国立】島根大学
【私立】愛知学院大学、大東文化大学、東海大学

公的支援の更なる見直し（平成24年9月公表）

平成26年度対象

- ①司法試験の合格率及び入学者選抜の競争倍率の指標に該当:2校
【私立】愛知学院大学、大東文化大学
- ②司法試験の合格率及び入学定員の充足率の指標に該当:6校（削減額は①の1/2）
【国立】鹿児島大学
【私立】久留米大学、駒澤大学、東海大学、日本大学、福岡大学
- ③入学者選抜の競争倍率及び入学定員の充足率の指標に該当:4校（削減額は①の1/4）
【私立】甲南大学、中京大学、白鷗大学、名城大学
- ④単独の指標の値が著しく低い場合に該当:6校（削減額は①の1/8）
 - ・司法試験の合格率が著しく低い場合 【私立】京都産業大学、國學院大学、獨協大学、龍谷大学
 - ・入学定員の充足率が著しく低い場合 【国立】島根大学
【私立】神奈川大学

計18校

「法学未修者教育」の現状

法学未修者は、法学既修者に比べて、**司法試験合格率**や**標準修業年限終了率**が低迷しており、多様なバックグラウンドを有する人材の確保が困難となる恐れがある。

法学未修者の現状

司法試験の累積合格率

既修者： 約60%～70%

未修者： 約**30%～40%**

標準修業年限終了率

既修者： 約90%

未修者： 約**50%**

多様なバックグラウンドを持った人材の確保に支障をきたす

法学未修者教育の充実方策(中教審)①

中教審WGにおいて、法学未修者教育の充実に向けて、以下の**3つの観点から『システム改革』**を検討

(1) 法科大学院全体を通じた厳格な到達度判定の仕組みの検討

〈検討の狙い〉

- ① 法的素養・思考力等の修得程度を、教育課程の各段階で客観的に把握し、その後の教育指導に活用
- ② 次年次に進級し、新たな学修に取り組むことが適当かを厳格に判定できる新しい体系的な仕組みの導入の検討

改革案

- 2年次進級時に、「共通到達度確認試験(仮称)」を導入するなど厳格な進級判定の仕組みの検討
- 3年次進級時に、その後の学修に必要な法的知識・能力の修得を厳格に判定する仕組みの検討

(2) 基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための改善の検討

〈検討の狙い〉

- 学修の出発点である1年次に、公法系・民事系・刑事系の基本的な法律基本科目をより重点的に教育することで、法学の基礎・基本の修得の徹底を図る

改革案

- 1年次は憲法・民法・刑法など基本的な法律科目をより重点的に教育
- 他学部における学修経験や実務経験・社会経験等を考慮し、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目の履修を一部免除することができる仕組みを検討

(3) 法学未修者に対する入学者選抜の改善の検討

〈検討の狙い〉

- 入学者選抜で、法律の試験を実施しないため、入学後に、法学になじめない者が一部生じる現状の改善

改革案

- 入学者選抜において、法的なセンスの判定精度を高めるための手法等の改善・見直しの検討

法学未修者教育の充実方策(中教審)②

中教審WGにおいて、「入学前」、「入学後」、「卒業後」という一連の流れを通じて、多様な学生に対し、きめ細やかな指導や学修支援などの充実方策を推進

■入学前から卒業後を一貫した充実方策について

(1)「入学前」における充実方策

- 法科大学院志望者への入門的な教育機会提供の促進
- 法科大学院入学予定者に対する学修支援の促進 等

【主な方策例】

- ・ 法学に関する入門教材の作成や、インターネット等を活用した法学講座の配信
- ・ 入学前ガイダンスの実施や、入門用の基本書・教材の紹介及び学修の奨励 等

(2)「入学後」における充実方策

- 到達目標の設定や法学の基礎・基本の徹底など教育内容の改善
- 講義の適切な活用や小テスト・ICT等を活用した学修定着・理解度把握の推進など教育方法等の改善 等

【主な方策例】

- ・ 講義形式を中心とする基礎的な授業科目の充実や、法的文書作成に係る授業科目の設定
- ・ ICT等を利用し、授業科目の単元毎に小テスト、中間テスト等の実施 等

(3)「卒業後」における充実方策

- 修了生への学修支援や卒業後の動向把握・就職支援等の充実 等

【主な方策例】

- ・ 修了生に対する授業や学校施設の開放の促進や、就職支援を含む相談体制の確立・充実 等

(4) 充実した教育体制・支援体制の整備

- FDなど教員の資質向上の促進や、昼夜開講・長期履修制度の活用といった教育支援体制の整備 等

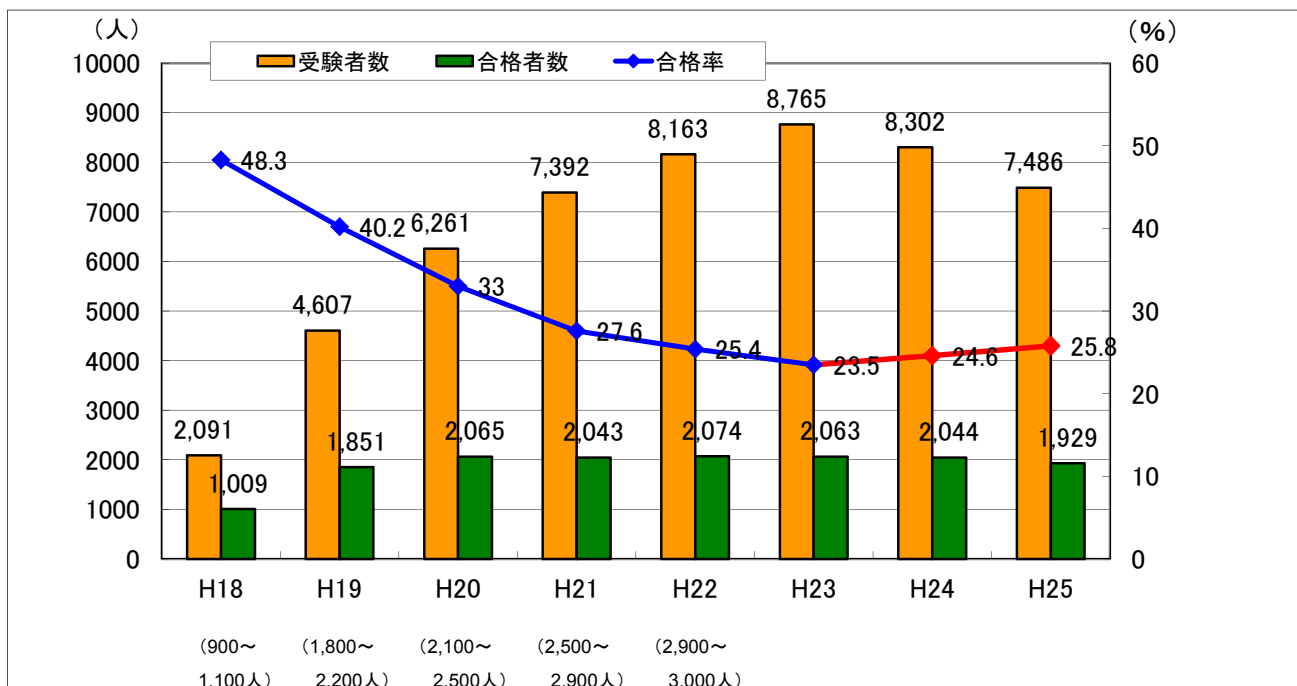
【主な方策例】

- ・ 国内外からの外部講師の招聘、着実な教育成果をあげる法科大学院の授業見学などのFD活動
- ・ 地域ごとにいくつかの法科大学院が共同した夜間開講コースの充実 等

法科大学院の現状について

司法試験合格率の低下傾向

- ・ 平成22年頃に合格者数を年間3,000人とすると政府目標は実現せず。
- ・ 受験者数が累増し、合格者数が頭打ちのため、合格率は低下傾向だったが、24年試験から上昇。



司法試験の合格状況（既修者6～7割、未修者3～4割）

修了年度	修了者数	累積合格者数	累積合格率	既修者	未修者
				平成17年度修了者 (平成18～22年受験可)	2,176
平成18年度修了者 (平成19～23年受験可)	4,418	2,188	49.5%	63.4%	39.5%
平成19年度修了者 (平成20～24年受験可)	4,911	2,273	46.3%	65.4%	32.6%
平成20年度修了者 (平成21～25年受験可)	4,994	2,355	47.2%	68.7%	31.9%
平成21年度修了者 (平成22～25年受験可)	4,792	2,208	46.1%	66.4%	32.2%
平成22年度修了者 (平成23～25年受験可)	4,535	1,991	43.9%	60.9%	31.8%
※平成23年度修了者 (平成24～25年受験可)	3,937	1,478	37.5%	53.0%	24.8%
※平成24年度修了者 (平成25年受験可)	3,457	1,067	30.9%	44.2%	16.7%

(※は3回の受験に至っていない。)

法科大学院における平成25年度の入学者選抜の状況

(平成25年4月1日現在 文部科学省専門職大学院室調べ)

	志願者数	入学者数	入学定員充足率※2	【参考】 入学定員
平成25年度	13,924人	2,698人	0.63	4,261人
前年度 (平成24年度)	18,446人 ▲4,522人(▲24.5%)	3,150人 ▲452人(▲14.3%)	0.70 ▲0.07(▲10%)	4,484人 ▲223人(▲5%)
ピーク時	72,800人 ▲58,876人(▲80.9%) (平成16年度※1)	5,784人 ▲3,086人(▲53.4%) (平成18年度)	1.03 ▲0.40(▲38.8%) (平成16年度※1)	5,825人 ▲1,564人(▲26.8%) (平成19年度)

※1 平成16年度は新制度への移行時に当たる。ちなみに、平成17年度の志願者数は41,756人(▲27,832人(▲66.7%))、入学定員充足率は0.95(▲0.32(▲33.7%))。

※2 入学定員割れの法科大学院は、全69校中64校(93%)。このうち、入学定員を7割以上充足している法科大学院は19校、入学定員が5割に満たない法科大学院は40校。

入学定員の適正化の経過（法科大学院全体の状況）【再掲】

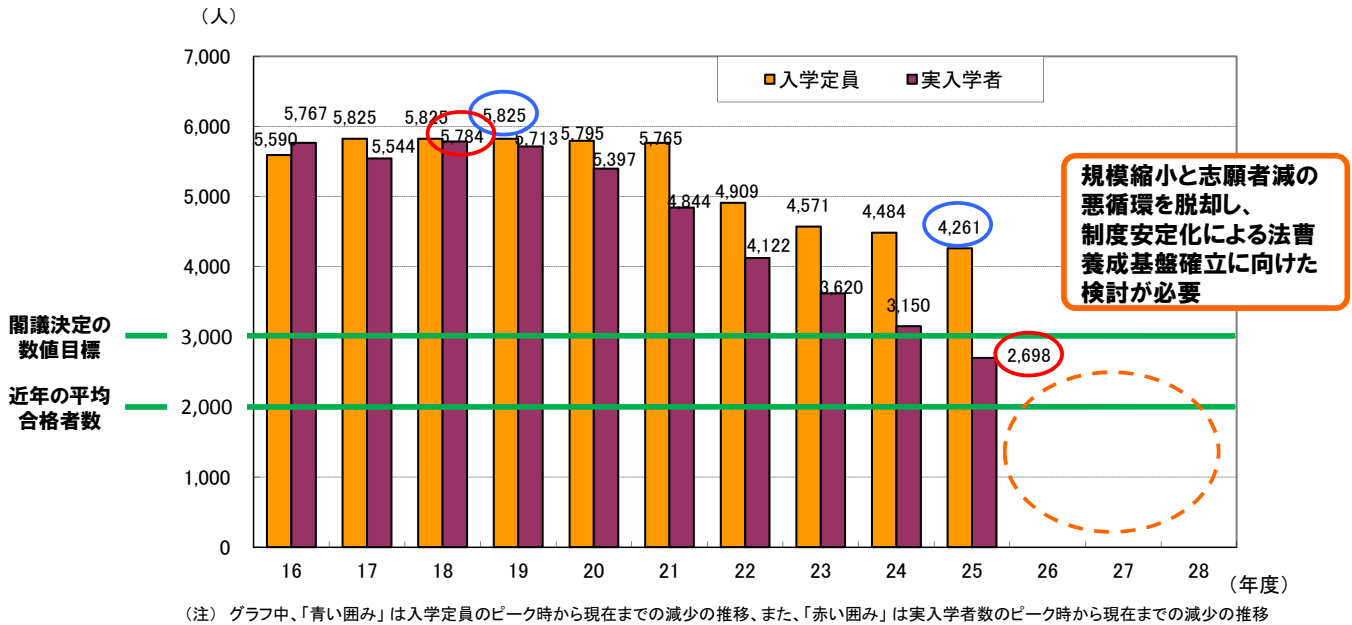
① **入学定員の削減**：平成22年度から、全ての法科大学院が削減（約30%の減）

② **競争倍率の確保**：合格者数を抑制し、実入学者数も、大幅減少（50%強の減）

③ **入学定員充足率の確保などを通じた入学定員と実入学者数の差を縮小する方向での定員削減の促進**

+

入学定員と組織見直しの在り方に関する方策の検討



入学定員と実入学者数（法学未修者の状況）

- ・ 新司法試験合格率の低迷等を背景に、法科大学院志願者数や入学者数が減少。
- ・ **法学未修者（主として社会人、法学部以外の出身者）が減少。**

※（ ）内の数字は、ピークを100としたときの割合

年度	志願者数	入学者数	法学未修者		（参考）	
			法学既修者	法学未修者	入学者のうち社会人	入学者のうち非法学部出身者
平成16年度	72,800 (100)	5,767 (99.7)	2,350 (100)	3,417 (94.8)	2,792 (100)	1,988 (100)
平成17年度	41,756 (57.4)	5,544 (95.9)	2,063 (87.8)	3,481 (96.6)	2,091 (74.9)	1,660 (83.5)
平成18年度	40,341 (55.4)	5,784 (100)	2,179 (92.7)	3,605 (100)	1,925 (68.9)	1,634 (82.2)
平成19年度	45,207 (62.1)	5,713 (98.7)	2,169 (92.3)	3,544 (98.3)	1,834 (65.7)	1,490 (74.9)
平成20年度	39,555 (54.3)	5,397 (93.3)	2,066 (87.9)	3,331 (92.4)	1,609 (57.6)	1,410 (70.9)
平成21年度	29,714 (40.8)	4,844 (83.7)	2,021 (86)	2,823 (78.3)	1,298 (46.5)	1,224 (61.6)
平成22年度	24,014 (33.0)	4,122 (71.3)	1,923 (81.8)	2,199 (61)	993 (35.6)	868 (43.7)
平成23年度	22,927 (31.5)	3,620 (62.6)	1,916 (81.5)	1,704 (47.3)	763 (27.3)	748 (37.6)
平成24年度	18,446 (25.3)	3,150 (54.5)	1,825 (77.7)	1,325 (36.8)	689 (24.7)	591 (29.7)
平成25年度	13,924 (19.1)	2,698 (46.5)	1,617 (68.8)	1,081 (30)	514 (18.4)	502 (25.3)

入学定員の適正化の経過（課題を抱える法科大学院の状況）

『**合格率に課題がある法科大学院**』を中心に、**実入学者数が大幅に減少**。

司法試験合格率が、全国平均の半分未満の法科大学院 **24校** の実入学者数の合計は、大幅に減少。

H18年度： 1,201人 （全体の20.8%）

／全体5,784人

H25年度： **168人** （全体の**6.2%**）

／全体2,698人

約**85%**の減

なお、上記課題を抱える **24校** のなかには、

- ・ 既に学生募集停止を公表した法科大学院 **8校** のほか、
- ・ 地域適正配置や社会人対応等の特性を有する法科大学院が含まれている

組織見直し(統合、募集停止、廃止)の状況

学生募集停止を公表した法科大学院 **8校**

(23年4月学生募集停止、25年3月廃止)

- ・ **姫路獨協大学 法科大学院** （22年5月表明）

(25年4月学生募集停止)

- ・ **大宮法科大学院大学** （23年8月表明）
※ 桐蔭横浜大学法科大学院と統合
- ・ **明治学院大学 法科大学院** （24年5月表明）
- ・ **駿河台大学 法科大学院** （24年7月表明）
- ・ **神戸学院大学 法科大学院** （24年7月表明）

(26年4月学生募集停止予定)

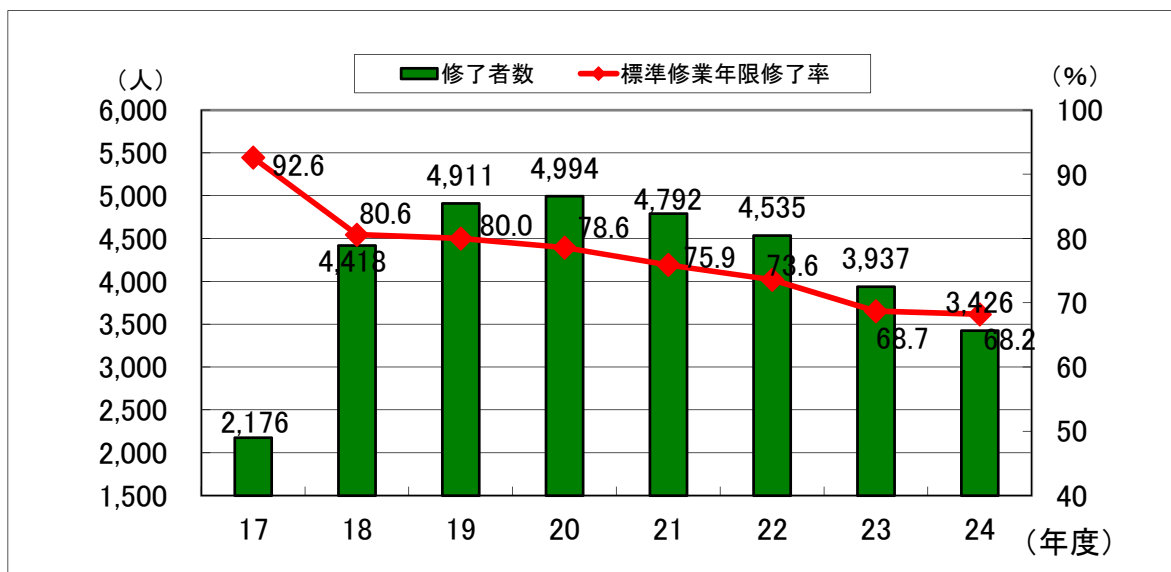
- ・ **東北学院大学 法科大学院** （25年3月表明）
- ・ **大阪学院大学 法科大学院** （25年6月表明）

(27年4月学生募集停止予定)

- ・ **島根大学 法科大学院** （25年6月表明）

「修了認定の厳格化」の進捗状況

- 厳格な成績評価・修了認定の実施により、標準修業年限修了率は低下。



標準修業年限での修了認定状況（既修者9割、未修者5割）

修了年度	標準修業年限 修了者数	標準修業年限での修了認定状況	
		既修者	未修者
平成17年度	2,176 (92.6%)	2,176 (92.6%)	—
平成18年度	4,383 (80.6%)	1,819 (90.0%)	2,564 (75.1%)
平成19年度	4,541 (80.0%)	1,972 (91.5%)	2,569 (73.0%)
平成20年度	4,537 (78.6%)	1,996 (93.0%)	2,541 (70.1%)
平成21年度	4,263 (75.9%)	1,871 (91.2%)	2,392 (67.1%)
平成22年度	3,931 (73.6%)	1,790 (89.6%)	2,141 (64.0%)
平成23年度	3,263 (68.7%)	1,650 (86.6%)	1,613 (56.8%)
平成24年度	2,814 (68.2%)	1,643 (85.8%)	1,171 (53.0%)

※()内は既修、未修ごとの入学者のうち修了者の割合

改善方策について

入学定員の適正化、組織見直しに関する課題

●実入学者数について、大幅減が既に進行しているなかで、入学定員について教育上の適正規模を確保する必要がある。

○実入学者については、ピーク時(平成18年度)の5,784人から、現在(平成25年度)の2,698人へと、大幅に減少。施策が効果を発するまでのタイムラグ等を考慮した上で、適正規模が確保されるよう施策見直しの検討が必要。

○入学定員については、当面、入学定員と実入学者数との差を縮小していくようにするなどの取組を検討・実施し、適正な規模となるようにする。

●入学定員減、統廃合について、法科大学院の教育全体の質を確保するとの観点から、組織改革の加速に向けた取組を進める。

○特に、司法試験合格率等に課題が大きい法科大学院については、入学定員の縮減、統廃合の促進等の組織改革の加速に向けた取組を進めていく。

○法曹志願者の減少が大きな課題となる中、法科大学院の教育全体の質を確保することが重要であるので、大学間の連携を含めて、組織改革を進めることが重要。

入学定員の適正化、組織見直しに係る現在の取組

1. 公的支援の更なる見直しに基づく26年度入学定員の見直しの実施

- 昨年9月、文部科学省において策定・公表した「公的支援の更なる見直し」に基づき、現在、課題を抱える法科大学院を中心に、本年度の入学状況等を踏まえて26年度入学定員の見直しが行われているところ。
- この検討結果は、本年6月末までに文部科学省に対して報告されたところ。

2. 中教審・改善状況調査WGによる教育改善などの取組促進の実施

- 中教審・法科大学院特別委員会の下に、改善状況調査WGを設置し、全ての法科大学院に対する書面調査を実施した上、必要に応じてヒアリング、実地調査を実施。
- 現下の状況を踏まえて、課題を抱える法科大学院の教育改善に係る取組をさらに促進。

3. 全ての法科大学院に対する情報提供、検討要請

- 文部科学省から、全ての法科大学院^(※)に対し、法曹養成制度検討会議中間的取りまとめにおける厳しい指摘の状況を伝達するとともに、25年度の入学状況等も踏まえた入学定員の適正化や組織見直しなどに関する検討を要請したところ。

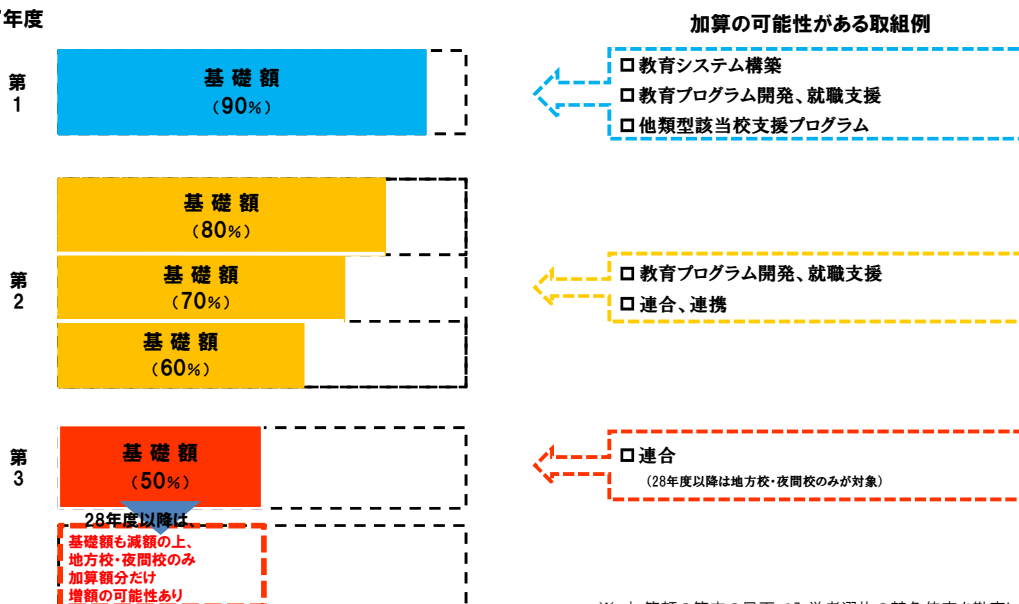
(※) 学生募集停止を公表している法科大学院は除く

公的支援の見直しの更なる強化について

■ 法曹養成制度関係閣僚会議決定を踏まえ、入学定員の適正化を含む抜本的な組織見直しを加速する必要があることから、平成25年11月に「公的支援の見直しの更なる強化策」を決定。

- 司法試験合格率、入学定員の充足率、多様な人材確保、地域性・夜間開講など多様な指標に基づき3類型に分類
- 各類型に関し、現在の入学定員の充足率を参考に算定した公的支援の基礎額を設定
- その上で先導的な教育システムの構築、教育プログラムの開発、質の高い教育提供を目指した連合などの優れた取組の提案を評価して、加算する仕組みを創設

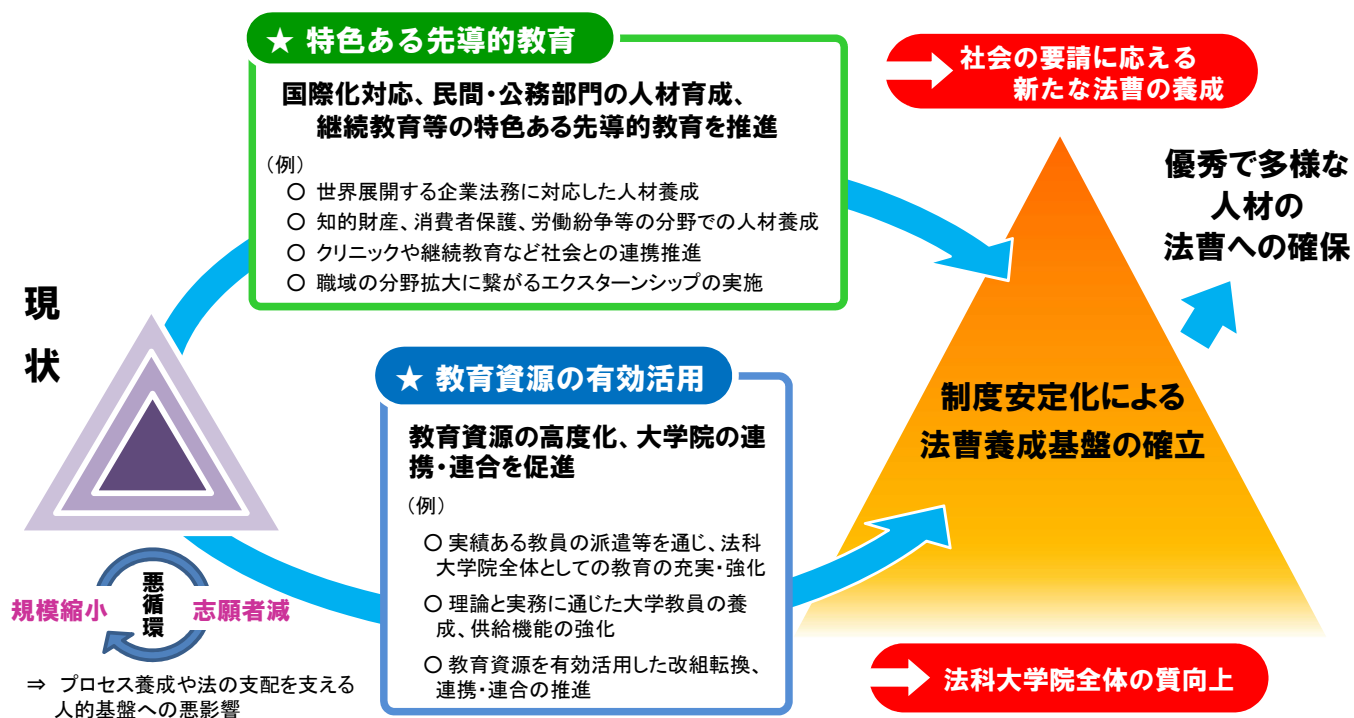
27年度



※ 加算額の算定の局面で入学者選抜の競争倍率を勘案し、額に反映。

法科大学院の浮揚のための具体的方策（イメージ）案

- 法科大学院教育の浮揚のため、全体としての質の向上を図る
 - 法科大学院相互の連携強化により、教育資源を有効に活用し、全体の質向上に資する
- 法曹養成制度改革の理念を実現するため、国際化対応、民間・公務部門の人材育成、継続教育等を充実する
 - 特色ある先導的教育の推進を通じて、社会の要請に応える新たな法曹を育成し、職域拡大にも資する



参考①

法科大学院の認証評価について

1. 法科大学院に対する認証評価の仕組みについて

1. 制度の概要

〔学校教育法第109条、学校教育法施行令第40条〕

- 国公立の全ての大学は、7年以内ごとに、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による機関別の認証評価を受けることが法令上義務付け
- さらに、法科大学院をはじめとする専門職大学院には、上記認証評価に加えて、5年以内ごとに認証評価機関による分野別の認証評価も受けることが法令上義務付け

2. 文部科学大臣による評価機関の認証

- 認証評価機関として必要な評価の基準・方法・体制等についての認証基準が、省令に規定
- 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣に申請の上、中央教育審議会の審議を経て、文部科学大臣より認証を受ける
- その際、認証評価機関になろうとする者は、当該団体が行う評価基準についても、あらかじめ詳細を明示した上で、審議・認証を受ける

3. 認証評価機関による評価の方法

- 認証評価機関は、法科大学院等の教育課程や教員組織等の教育研究活動の状況について評価を行い、評価基準に適合しているか否かの認定を実施
- なお、大学は複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択

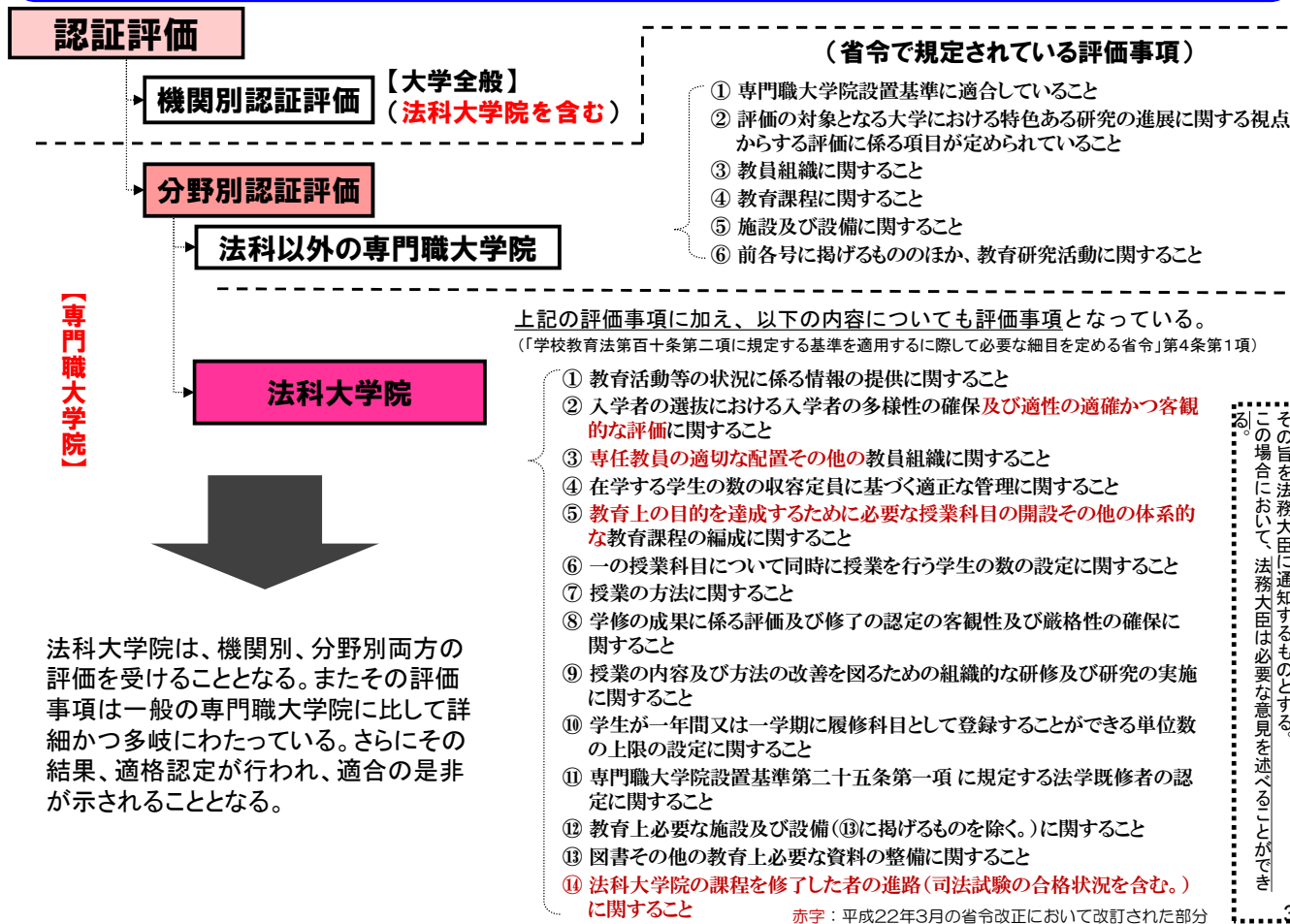
4. 評価の結果について 〔法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律第5条第4項及び第5項〕

- 文部科学大臣は、認証評価機関からその結果の報告を受けたときは、遅滞なく法務大臣に通知するものとする。
- 文部科学大臣は、適格認定が受けられなかった法科大学院に対して、教育研究活動の状況について、報告又は資料の提出を求める。

(参考)

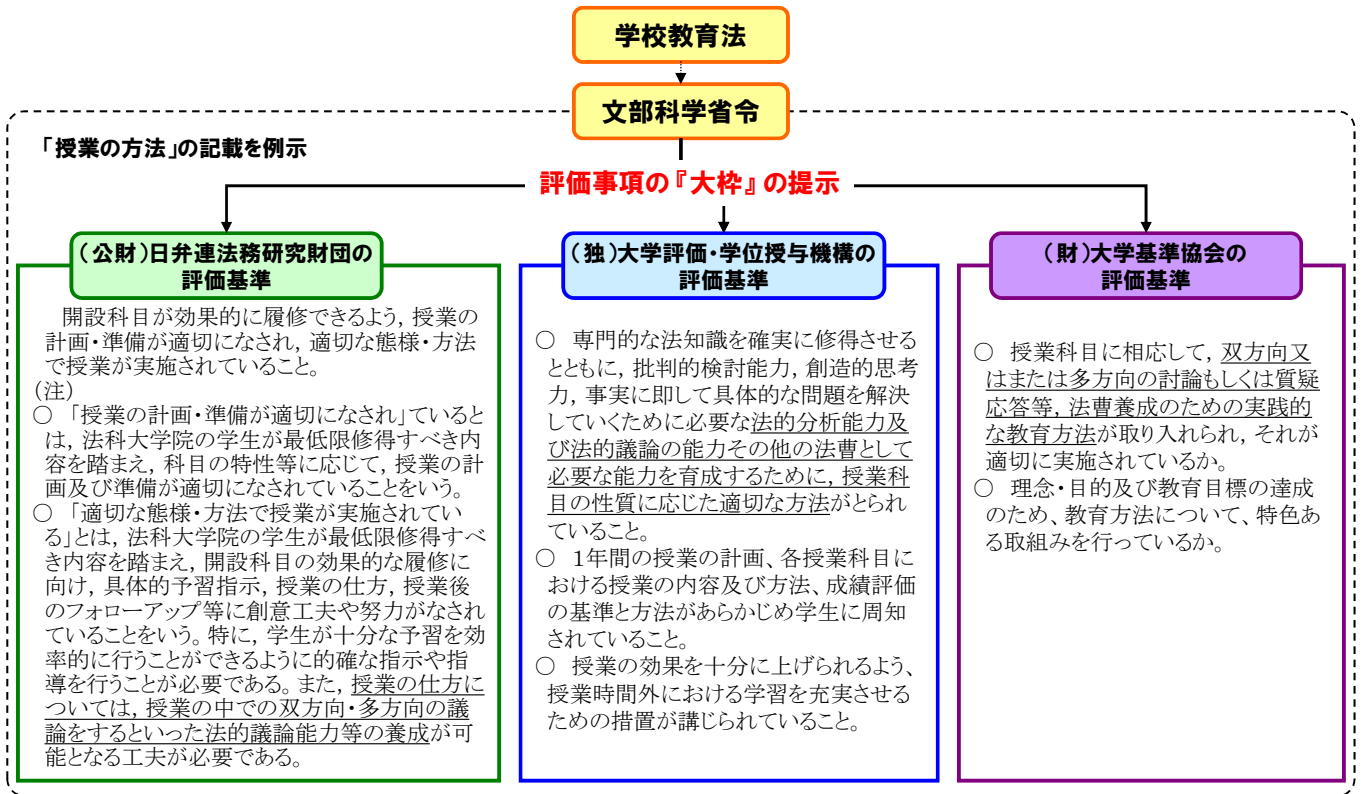
なお、法令違反が疑われる場合には、直ちに是正を促し、それでも改善が図られない場合には、法令に基づく改善勧告、変更命令、廃止命令を段階的に行うことを想定

5. 法科大学院とその他の専門職大学院や大学全体との認証評価の違いについて

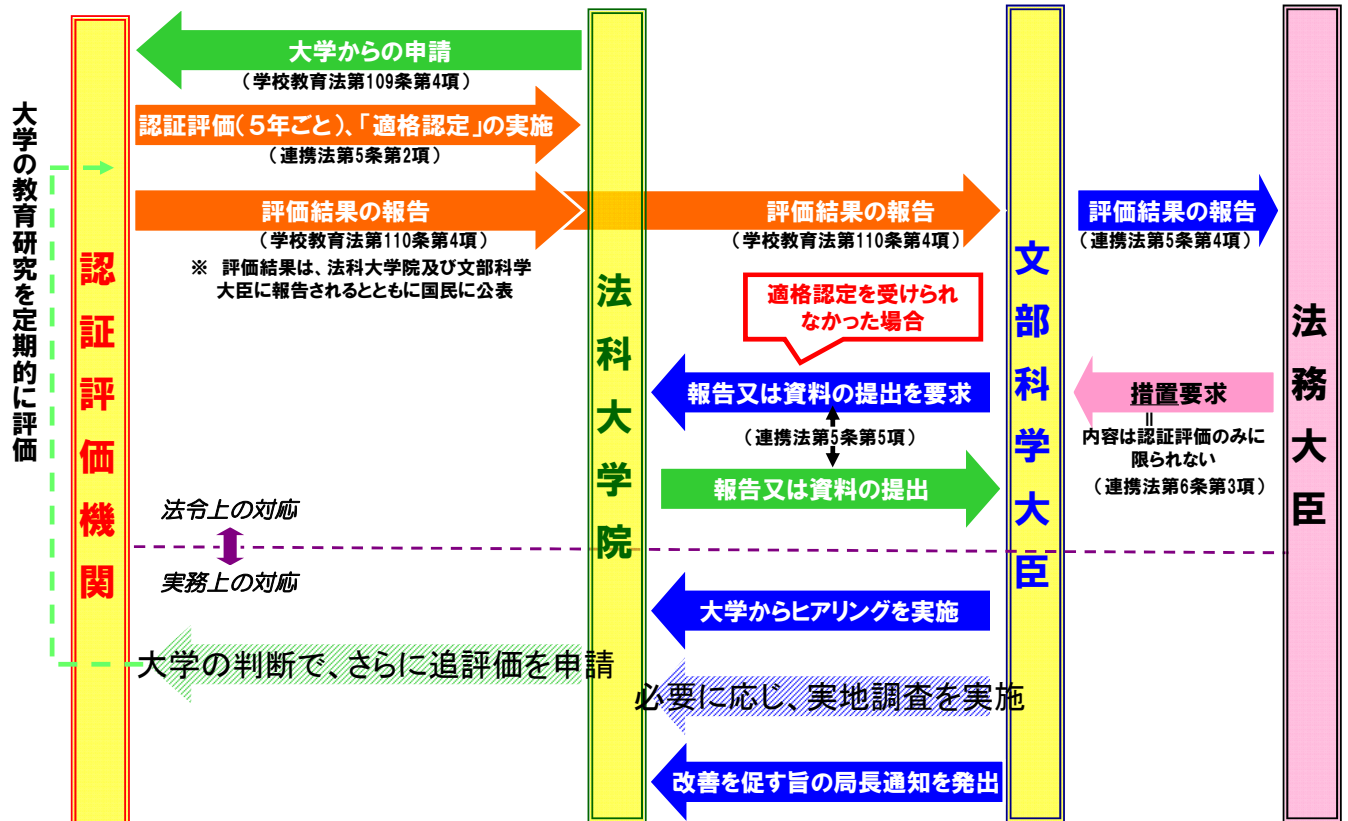


6. 法科大学院に対する認証評価の基準について

- 認証評価機関が評価基準を定めるに当たり、**評価を行わなければならない事項について法律及び省令で規定**
- 各認証評価機関は、省令に定められた詳細な評価事項に基づき、**各機関毎に評価基準を制定**



7. 法科大学院の認証評価・適格認定のプロセス



※さらに上記調査の過程において、法令違反が疑われる場合には、直ちに是正を促し、それでも改善が図られない場合には、法令に基づく改善勧告、変更命令、廃止命令を段階的に行うことを想定

II. 法科大学院に対する認証評価を行う機関の概要について

	(公財) 日弁連法務研究財団 (平成10年4月24日設立認可)	(独) 大学評価・学位授与機構 (平成16年4月1日独法移行)	(財) 大学基準協会 (昭和34年12月18日設立認可)
設立目的	法及び司法制度の研究、法律実務に携わる者の研修、法情報の収集と提供を行うことにより、法及び司法制度の研究の深化並びに法律実務の改善を図ること	大学、短期大学、高等専門学校並びに大学共同利用機関の教育研究活動等の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図ること 学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図ること	内外の大学に関する調査研究を行い、会員の自主的努力と相互的援助によって、わが国における大学の質的向上を図るとともに、大学の教育研究活動等の国際的協力に貢献すること
実施する認証評価	① 法科大学院【H16.8.31認証】	① 大学【H17.1.14認証】 ② 短期大学【H17.1.14認証】 ③ 法科大学院【H17.1.14認証】 ④ 高等専門学校【H17.7.12認証】	① 大学【H16.8.31認証】 ② 短期大学【H19.1.25認証】 ③ 法科大学院【H19.2.16認証】 ④ 経営系専門職大学院【H20.4.8認証】 ⑤ 公共政策系専門職大学院【H22.3.31認証】 ⑥ 公衆衛生系専門職大学院【H23.7.4認証】
評価手数料	法科大学院の本評価(収容定員に応じて) 300名程度以下 350万円 600名程度 375万円 900名程度 400万円 (追評価にあっては一分野80万円、さらに分野追加ごとに50万円(ただし、総額は認証評価の手数料は越えない))	法科大学院の本評価 350万円 (追評価にあっては80万円)	法科大学院の本評価 300万円 (追評価にあっては50万円、実地調査が必要な場合には加えて25万円)
役員の構成	全13名 うち 大学関係者4名 うち 法曹関係者9名 (平成25年1月現在)	全5名 うち 大学関係者3名 うち 民間関係者1名 うち 出向者1名(文部科学省) (平成25年4月1日現在)	全36名 36名全てが大学関係者 (平成24年6月30日現在)
評価者の構成	(評価委員会) 全23名 うち 大学関係者10名 うち 法曹関係者 8名 うち 民間関係者 5名 (平成25年4月1日現在)	(法科大学院認証評価委員会) 全27名 うち 大学関係者16名 うち 法曹関係者 7名 うち 民間関係者 4名 (平成24年6月現在)	(法科大学院認証評価委員会) 全18名 うち 大学関係者14名 うち 法曹関係者 2名 うち 民間関係者 2名 (平成25年4月1日現在)

III. 法科大学院に対する認証評価の結果とその対応について

1 巡目の評価結果	(公財) 日弁連法務研究財団					(独) 大学評価・学位授与機構					(財) 大学基準協会				
	大学名	認証評価結果				大学名	認証評価結果				大学名	認証評価結果			
		1 巡目	受審年度	追評価	追評価受審年度		1 巡目	受審年度	追評価	追評価受審年度		1 巡目	受審年度	追評価	追評価受審年度
島根大学	○	H20			北海道大学	×	H19	○	H20	東北学院大学	×	H20	-		
岡山大学	○	H20			東北大学	○	H20			白鷺大学	×	H20	○	H22	
鹿児島大学	×	H20	制度なし		筑波大学	○	H21			駿河台大学	○	H20			
琉球大学	○	H20			千葉大学	×	H19	○	H20	慶應義塾大学	○	H19			
北海学園大学	○	H21			東京大学	○	H20			日本大学	×	H20	×	H23	
大宮法科大学院大学	○	H20			一橋大学	×	H19	○	H20	法政大学	○	H19			
獨協大学	○	H19			横浜国立大学	○	H20			神奈川大学	×	H20	○	H22	
青山学院大学	○	H20			新潟大学	○	H19			関東学院大学	×	H20	○	H22	
國學院大学	○	H19			金沢大学	○	H19			桐蔭横浜大学	○	H20			
駒澤大学	○	H18			信州大学	○	H21			愛知学院大学	×	H21	○	H23	
成蹊大学	×	H20	制度なし		静岡大学	×	H21	○	H22	中京大学	○	H20			
創価大学	○	H19			名古屋大学	○	H20			南山大学	○	H20			
大東文化大学	○	H19			京都大学	○	H20			名城大学	×	H20	○	H22	
中央大学	○	H20			大阪大学	○	H20			龍谷大学	○	H21			
東海大学	×	H20	制度なし		神戸大学	○	H20			大阪学院大学	×	H20	-		
東洋大学	○	H20			広島大学	○	H20			関西大学	×	H20	-		
明治学院大学	○	H19			香川大学	×	H19	○	H21	甲南大学	×	H20	-		
立教大学	○	H19			九州大学	○	H20			広島修道大学	○	H20			
早稲田大学	○	H18			熊本大学	○	H19								
山梨学院大学	×	H20	制度なし		首都大学東京	○	H20								
愛知大学	×	H19	制度なし		大阪市立大学	○	H20								
京都産業大学	×	H20			学習院大学	○	H20								
立命館大学	○	H21			上智大学	○	H19								
立命館大学	○	H19			専修大学	○	H19								
関西学院大学	○	H20			明治大学	○	H20								
姫路獨協大学	×	H20	制度なし		同志社大学	×	H20	○	H21						
久留米大学	○	H19			近畿大学	○	H20								
西南学院大学	○	H19			神戸学院大学	×	H20	○	H21						
福岡大学	○	H19													

※追評価とは
適格認定を受けられなかった場合、評価実施後一定年度内であれば、満たしていないと判断された基準に限定して評価を受けることができ、追評価において当該基準を満たしているものと判断された場合には、先の評価と併せて、適格認定を行う制度。大学評価・学位授与機構はH16年度、大学基準協会はH22年度、日弁連法務研究財団はH23年度より導入。

2 巡目の 評価結果	(公財)日弁連法務研究財団			(独)大学評価・学位授与機構			(財)大学基準協会		
	大学名	認証評価結果		大学名	認証評価結果		大学名	認証評価結果	
		2巡目	受審年度		2巡目	受審年度		2巡目	受審年度
	島根大学		H25	北海道大学	○	H24	白鷺大学		H25
	岡山大学		H25	東北大学		H25	慶應義塾大学	○	H24
	鹿児島大学	○	H25	筑波大学		H26	日本大学		H25
	琉球大学		H25	千葉大学	○	H23	法政大学	○	H24
	北海学園大学		H26	東京大学		H25	明治大学		H25
	獨協大学	○	H24	一橋大学	○	H24	神奈川大学		H25
	青山学院大学		H25	横浜国立大学		H25	関東学院大学		H25
	國學院大学	○	H24	新潟大学	○	H24	桐蔭横浜大学		H25
	駒澤大学	○	H23	金沢大学	○	H24	中京大学		H25
	成蹊大学	○	H25	信州大学		H26	南山大学		H25
	創価大学	○	H24	静岡大学		H26	名城大学		H25
	大東文化大学	○	H24	名古屋大学		H25	関西大学		H25
	中央大学		H25	京都大学		H25	甲南大学		H25
	東海大学		H25	大阪大学		H25	広島修道大学		H25
	東洋大学		H25	神戸大学		H25			
	立教大学	○	H24	広島大学		H25			
	早稲田大学	○	H23	香川大学	○	H24			
	山梨学院大学		H25	九州大学		H25			
	立命館大学	○	H24	熊本大学	○	H24			
	関西学院大学	○	H25	首都大学東京		H25			
	久留米大学	×	H24	大阪市立大学		H25			
	西南学院大学	○	H24	学習院大学		H25			
	福岡大学	○	H24	上智大学	○	H24			
				専修大学	○	H24			
				愛知大学	○	H24			
				同志社大学		H25			
				近畿大学		H25			

1. 1巡目で適格認定を受けられなかった理由とその後の対応について

大学名	受審年度・機関	具体的な指摘内容	追評価・再評価	追評価・再評価を受けていない大学のその後の対応
愛知大学	H19・財団	<ul style="list-style-type: none"> カリキュラムが法律基本科目に過度に偏っている。さらに、司法試験論文式受験対策に係る授業科目が配置され答案作成の技法指導に著しく偏っており、法曹に必要なスキルやマインドを体系的かつ適切に修得できるものとなっていない。 履修科目登録単位数の上限設定が規定の単位数を超えていることから、適切な履修がなされていない。 	制度なし	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度にカリキュラム改正を実施し、修了要件に占める法律基本科目の割合を減らした。 規定の単位数を超える要因となった科目を平成21年度以降は廃止した。
山梨学院大学	H20・財団	<ul style="list-style-type: none"> 再試験の運用が適切になされていないなど厳格な成績評価が実施されていない。 	制度なし	<ul style="list-style-type: none"> 再試験の運用に係る要領等を整備した。さらにその実施目的と実施基準を明確化し、実施手続と実施方法の見直しも行った。
成蹊大学	H20・財団	<ul style="list-style-type: none"> 授業科目の履修が偏らないような配慮がなされているとはいえない。 展開・先端科目として配置されている演習等の一部の内容が実質的に法律基本科目となっている。 	制度なし	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度にカリキュラム改正を行い、科目の履修が偏らないよう整備した。 当該展開・先端科目については法律基本科目に分類し直した。
東北学院大学	H20・協会	<ul style="list-style-type: none"> 法律基本科目の一部について教育歴及び研究業績が不足している専任教員がおり、必要な専任教員数が事実上充足されていない。 	受審せず	<ul style="list-style-type: none"> 設置に係る審査で資格が認められている者を専任教員として採用し、平成21年4月より着任。
関西大学	H20・協会	<ul style="list-style-type: none"> 修了要件に算入しない自由科目が、必修科目として扱われており、さらに法律基本科目の内容になっていることから、事実上、法律基本科目に偏ったカリキュラムになっている。 1クラス50人を大幅に上回る科目が複数ある状況が例年続いている。 	受審せず	<ul style="list-style-type: none"> 学則を改正し、平成24年度入学生から履修バランス等に配慮した新たなカリキュラムとする。 1クラスの人数については講義科目のクラス数を増やし、いずれも50人を下回った。
甲南大学	H20・協会	<ul style="list-style-type: none"> 出席率が平常点の採点要素となっており、明示された成績分布の割合と異なる科目が多い。また、可否の基準が曖昧など、成績評価が客観的かつ厳格に実施されていない。 入試の配点割合や試験結果が公表されていない。 法学未修者の選抜に際して、法律的要素(旧司法試験の短答式や論文式の合格など)が考慮されている。 実務家教員の一部がカリキュラム以外の審議に参画できない規程になっている。 	受審せず	<ul style="list-style-type: none"> 出席は成績評価の対象にせず、単位認定に当たっては一定点数以上を合格とする絶対評価制度を導入。 平成22年度入試より、各項目の配点割合は入学試験要項で、また、試験結果はホームページでそれぞれ公表。 法学未修者コースの出願書類から、「旧司法試験の成績」を削除。 実務家教員も事項を限ることなく審議に参画できるよう、平成21年2月に規程改正。

大学名	受審年度・機関	具体的な指摘内容	追評価・再評価	追評価・再評価を受けていない大学のその後の対応
日本大学	H23・協会 (追評価)	<ul style="list-style-type: none"> カリキュラムの構成が法律基本科目に著しく偏ったものとなっており、科目のバランスが不適切との指摘を受け、法律基本科目以外の科目を充実させる対応を取ったが、新たに開設された科目の内容が、実質的に法律基本科目の内容となっている。 法学既修者が入学後に、単位認定された科目と同様の内容の基礎的な科目を履修する状態が依然として残っている。 	不適格	<ul style="list-style-type: none"> 追評価における指摘を受けた新設科目については、学則を改正し、当該科目を削除。 追評価における指摘内容を受けて、カリキュラムを再編し、問題を解消するとともに、先端的な法分野及び専門的法分野にふさわしい展開・先端科目を開設することとした。
東北学院大学	H20・協会	<ul style="list-style-type: none"> 法律基本科目の一部について教育歴及び研究業績が不足している専任教員がおり、必要な専任教員数が事実上充足されていない。 	受審せず	<ul style="list-style-type: none"> 設置に係る審査で資格が認められている者を専任教員として採用し、平成21年4月より着任。
東海大学	H20・財団	<ul style="list-style-type: none"> 法律基本科目に極端に傾斜したカリキュラムとなっている。 多くの学生が授業後に開設されている「自主演習」に出席し、履修登録の上限が実質的に守られていない。 	制度なし	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度にカリキュラム改訂を行い、平成22年度より新カリキュラムを実施。 平成21年度に授業時間を90分から120分に変更し、授業後の「自主演習」を全面的に廃止した。
鹿児島大学	H20・財団	<ul style="list-style-type: none"> 法律基本科目の一分野において必要な専任教員数の基準を満たしていない。 	制度なし	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年4月より当該法律基本科目を担当する専任教員を配置。
大阪学院大学	H20・協会	<ul style="list-style-type: none"> 基本分野の基礎的な学修を行う前に、法律実務基礎科目が配当されており、教育効果の点で問題がある。 既修者認定試験を実施しない科目まで単位認定をしている。 	受審せず	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度入学生より、当該法律実務基礎科目の配当年次を見直した。 既修者認定については、認定試験の内容に応じた科目(30単位)を認定対象科目とした。
姫路獨協大学	H20・財団	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価委員会が組織されているものの自己改革の仕組みが機能していない。 入学定員より受験者数が少ない状況が続いている。また、適切な入学選抜基準が設定されておらず、選抜の方法も不適切。 	制度なし	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価委員会の構成員を見直し、また平成22年度より自己点検結果報告書を公表。 平成22年度入学選抜より、合格最低点を設定し、これを上回る者を合格とする仕組みにした。

2. 不適格校に対する文部科学省の取組について

1. 報告又は資料の提出を要求

- 対象は適格認定を受けられなかった**全大学**
- 報告等の内容としては、**適格認定を受けられなかった事項に関する状況及び当該状況の改善のために講じる措置**

2. 大学からヒアリングを実施

- 対象は適格認定を受けられなかった**全大学**
- 「1.」で提出された資料内容について、**大学の研究科長等に対しヒアリング**

3. 実地調査

- 対象はヒアリング実施校の中から**更なる確認が必要とされた大学**。(過去、適格認定を受けられなかった24校中、6校に対して実施。)
- 例えば、指摘された事項が、教育内容及び方法であった場合に、改善が実際に図られているか直接確認。

4. 改善を促す旨の局長通知(改善指導)

- 対象は適格認定を受けられなかった**全大学**
- 改善のための措置について、確実に履行してもらうよう、**文書による改善指導を実施**。

※この他、設置計画履行状況調査によるAC(アフターケア)、中教審法科大学院特別委員会WGによる教育の改善状況調査などにより、多角的な視点からのフォローアップが実施されている。

IV. 認証評価制度に関するこれまでの改善について

(1) 認証評価が抱えていた課題

平成18年度から開始された法科大学院の認証評価では、**3つの認証評価機関での評価の方法・内容にバラつきがある、評価項目によって形式的な評価にとどまっているなどの課題が生じた**

- このため、平成21年4月の中教審法科大学院特別委員会報告では、法科大学院がその役割を十分果たしているかを評価できるよう、評価基準・方法を改善すべき旨提言
- この提言を受け、平成22年3月に省令を改正し、同年4月から施行

(2) 具体的な改善内容

(評価項目の改善)

- ① 新司法試験の合格状況を含む修了者の進路に関する事項を**新たな評価項目として追加**
- ② 入学者の適性の適確かつ客観的な評価、教員組織での専任教員の適切な配置等、体系的な教育課程の編成など、より**詳細な内容について評価が行われるよう改正**

(評価方法の改善)

- ③ 評価方法について、**法曹養成の基本理念を踏まえ、特に重要と判断した項目の評価結果を勘案しつつ、総合的に評価するなど、適切な適格認定を行うことができる評価方法となるよう改正**

中教審の指摘内容と省令改正について

中教審法科大学院特別委員会(報告)を受けた課題事項とその対応について

- 認証評価においては、次の二巡目のサイクルに向けて、**質の評価に軸足を置いた評価基準・方法などへの改善が求められる。**
- 認証評価の基準においては、法科大学院教育の質の保証の観点から、例えば、**適性試験の統一的最低基準の運用状況、厳格な成績評価・修了認定の状況(共通的な到達目標の達成状況を含む)、教員の教育研究上の業績・能力、修了者の進路(司法試験の合格状況を含む)などを重点評価項目とする必要がある。**
- 「**不適格**」の認定については、社会(特に法科大学院への入学を希望する者)に誤解や混乱を生じさせないような運用を図るため、上記の重点評価項目を踏まえながら、**評価基準・方法について見直しを行う必要がある。**
→上記指摘を踏まえ、関係省令を改正。
- 「**不適格**」の認定の基準・方法については、**3つの認証評価機関の間で調整を図り、基本的な共通認識を持つ必要がある**、そのために**3つの認証評価機関が主体的に協議の場を設けることが望まれる。**
→上記指摘も踏まえ、3機関による連絡会において、基準・方法等についての情報交換を密に行うなど、認識の共有化を図っている。

参考②

法科大学院間の連合・連携

「共同実施制度」と「連合大学院」について

	「共同実施制度」	「連合大学院」
概念図		
組織	複数の「構成大学院」がそれぞれ専攻等を設置。複数の専攻を「共同専攻」という。 ※「構成大学院」は対等で、中心となる「基幹大学」等の概念はない。	中心となる一大学を「基幹大学」に、連合研究科を設置。「基幹大学」以外の大学は、連合研究科の教育研究に協力。
学生	全ての「構成大学院」に在籍。	「基幹大学」の研究科に在籍。
教員	それぞれの「構成大学院」に所属。	「基幹大学」に所属。 ※参加大学の教員は併任。
教育課程	全「構成大学」が共同で一つの教育課程を編成・実施。	「基幹大学」が、「参加大学」の協力を得て、教育課程を編成・実施。
学位	全「構成大学」の連名で授与。	「基幹大学」名で授与。

香川大学・愛媛大学による連合

概要

- 香川大学及び愛媛大学が連合して教員を出し合い、平成16年4月、基幹校となる香川大学に「**香川大学・愛媛大学連合法務研究科**」を設置。
- 香川大学の名義で学位を授与。(大学院設置基準第7条の2)
- ①親身に地域住民の生活を支える法曹の養成、②地域経済活動を支える法曹の養成、③環境保全を推進する法曹の養成という三つの目標を掲げ、各地方自治体、四国弁護士会連合会、各県弁護士会、企業団体、その他の諸団体からの期待に応える優秀な法曹を多数輩出するとともに、**四国で就業・活躍する弁護士の数を増強**することにより、**弁護士過疎・偏在問題を解消**し、住民の裁判を受ける権利の実質的保障の実現を目指す。

特徴

少人数による高密度の教育

- 少人数の学生定員に対し、連合に基づく組織として、19名の専任教員を配置。
- 1クラス当たりの学生数は、最多の授業科目でも20人程度となるなど、学生一人一人に対し、手厚く丁寧な指導が可能。
- 双方向・多方向形式による密度の高い授業を行うとともに、学生と教員との関係がより密接なものとなり、きめ細やかな教育を実現。

地域のサポート

- 四国地域唯一の法科大学院として、高松高裁・地裁、高松高検・地検及び四国弁護士会連合会・四国各県弁護士会などをはじめ、地方公共団体や経済界など地域の各方面から協力・支援あり。
- 専任教員・実務家教員の派遣、エクスターンシップなどの実地研修の受入れ、各地の法律相談への同席等の協力・支援を受けて、地域に根ざした法曹教育を実施。

ビジネスロー群・環境法群の充実

- 「地域経済活動を支える法曹の養成」という理念に基づき、ビジネスロー分野の展開・先端科目を整備。香川大学大学院地域マネジメント研究科との連携により、同研究科の一部科目の履修が可能。
- 環境法分野の展開・先端科目も整備。愛媛大学沿岸環境科学研究センターを拠点として蓄積されてきた研究教育の実績を活用し、環境問題に強い法曹を養成。

九州大学・熊本大学・鹿児島大学・琉球大学による連携

概要

- 平成16年の開設当初から、九州大学・熊本大学・鹿児島大学の協定による教育連携を実施。
- 平成19年からは琉球大学が参加し、「**九州・沖縄法科大学院教育連携**」となり、**合同での講義、教員の相互派遣、単位互換などを実施**。(平成19年度専門職大学院等教育推進プログラムに選定)
- 開講科目の相互提供や新たな教育方法・教育システムの開発に共同で取り組み、**各法科大学院の特色と長所を相互提供**しつつ、**協調と競争を促進し、相互の独自性を高める**ことで、**法科大学院教育の多様化と充実**を図る。
- さらに、九州大学と鹿児島大学との間では、3年次前期に滞在型の特別聴講学生として相互の学生を受け入れ、30単位を上限に所定の授業科目を履修できるものとする「**滞在型特別聴講学生制度**」を実施。学生が3年次に進学した段階で半年又は1年間、それぞれのキャンパスに通学し、当該大学院の学生と同じ講義を受講。

特徴

高速情報通信網の利用

- 連携4大学間で、インターネット回線を通じたテレビ会議を応用し、双方向授業システムとして利用。
- これにより、大学の枠を越えた講義を行うとともに、新たな教育方法の実践・研究につなげる。
 - 九大・熊大・鹿大 →インターネットと法
 - 鹿大・九大・熊大・琉大 →司法政策論
 - 熊大・鹿大 →日本法制史、公共政策法務 等

開講科目の多様化と充実

- 連携4大学間において、特色のある科目や更なる充実が望まれる分野に関する協力を相互に行うことにより、開講科目の多様性と充実を図る。
 - 九大・熊大・鹿大 →知的財産法分野
 - 九大・鹿大 →刑事法分野
 - 民事手続法分野
 - 情報法分野
 - 九大・熊大 →環境法分野 等

臨床科目の相互提供

- 連携4大学に所属している学生は、単位互換制度を利用して、他の連携大学で開講しているエクスターンシップを履修することが可能。
- これにより、受入れ大学が幹旋する福岡、熊本、鹿児島、沖縄、宮崎などの法律事務所や企業において実習を受けることが可能。
- また、離島等司法過疎地で地域の法律相談に取り組むリーガル・クリニックの授業を4大学連携で実施。

調査検討経過

第1回：平成25年9月30日（月）

- 議 事 （1）会議の公開等について
（2）組織見直しの促進に向けた検討事項について
（3）その他

第2回：平成25年10月7日（月）

- 議 事 （1）認証評価の改善方策について
（2）組織見直しの促進に向けた検討事項について
（3）その他

第3回：平成25年10月25日（金）

- 議 事 （1）組織見直しの促進に係る措置及び認証評価の改善方策について
（2）その他

第4回：平成25年11月11日（月）

- 議 事 （1）組織見直し促進に関する検討結果の取りまとめについて
（2）その他

第5回：平成25年11月22日（金）

- 議 事 （1）組織見直し促進に関する検討結果の取りまとめについて
（2）その他

第7期 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会
組織見直し促進に関する検討ワーキング・グループ
委員名簿

◎：主査、○：主査代理

(臨時委員) 2名

- 有 信 睦 弘 東京大学監事
◎ 土 井 真 一 京都大学大学院法学研究科教授

(専門委員) 7名

- 大 貫 裕 之 中央大学大学院法務研究科教授
岡 田 志乃布 法務省大臣官房司法法制部付
内閣官房法曹養成制度改革推進室参事官補佐
片 山 直 也 慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院)委員長・教授
椛 嶋 裕 之 弁護士
中 里 智 美 司法研修所教官
古 谷 修 一 早稲田大学大学院法務研究科教授
○ 松 下 淳 一 東京大学大学院法学政治学研究科教授・法曹養成専攻長

計 9名

*発令日は平成25年9月30日

*有信委員の発令日は平成25年4月4日

*土井委員の発令日は平成25年4月15日

*片山委員、松下委員の発令日は平成25年5月8日

組織見直し促進に関する検討ワーキング・グループの設置について

平成25年7月11日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会決定

法科大学院特別委員会の下に、「組織見直し促進に関する検討ワーキング・グループ」(以下、「組織見直し検討ワーキング・グループ」という。)を次のとおり設置する。

1. 所掌事務

法曹養成制度検討会議取りまとめにおける提言等を踏まえ、法科大学院の組織見直しを促進する観点から、法科大学院間の連携・連合等のネットワーク化の推進方策とともに、適格認定の厳格化など認証評価の改善や組織見直しを促進するため必要な措置の在り方等に関し、専門的な調査・分析・検討を行う。

2. 委員、臨時委員、専門委員

- ① 組織見直し検討ワーキング・グループに属すべき委員、臨時委員及び専門委員(以下、「委員」という。)は、座長が指名する。
- ② 組織見直し検討ワーキング・グループに主査を置き、座長が指名する。
- ③ 主査に事故があるときは、組織見直し検討ワーキング・グループに属する委員のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

3. 設置期間

組織見直し検討ワーキング・グループの設置期間は、設置された日から平成27年2月14日までとする。

4. 法科大学院特別委員会への報告

組織見直し検討ワーキング・グループの審議状況は、適時に法科大学院特別委員会へ報告するものとする。

5. その他

- ① 組織見直し検討ワーキング・グループの庶務は、関係各課の協力を得て専門教育課で処理する。
- ② ここに定めるもののほか、議事の手続その他組織見直し検討ワーキング・グループの運営に関し必要な事項は、主査が組織見直し検討ワーキング・グループに諮って定める。

